




自動車保険 一般用

一般自動車総合保険

事業活動にかかわる自動車のリスクをカバー！



自動車事故のリスクに 選べる補償でぴったりの安心

事業者の皆さまをトータルサポート！



事業活動に伴うリスクやニーズに
応じた自動車保険で「3つの安心」をご提供！

- 豊富なリスクマネジメントサービスで安心
- 万一の事故の場合も「スムーズな事故対応」と「充実のロードサービス」で安心
- 事業活動にあわせて選べる補償プラン

三井住友海上は『自動車保険・一般用』で3つ

もうひとつ
上の安心

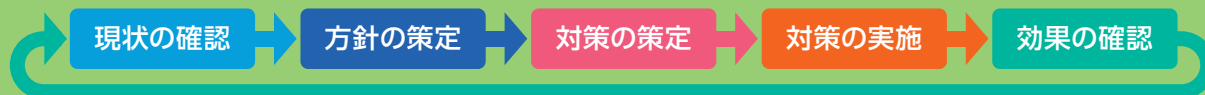
1

▶ P3-P4

豊富なリスクマネジメントサービスで安心をお届けします。

企業の効果的な事故防止取組には、リスクマネジメントサイクルに基づく対策が不可欠です。お客さまの実態・ニーズに応じた事故防止取組を全面的にサポートします。

<リスクマネジメントサイクル>



当社オリジナルの専用ドライブレコーダーを利用したリスクマネジメントサービス

ノンフリート契約向け

『見守るクルマの保険 (プレミアム ドラレコ型)』(一般用) (略称: プレドラ)
『見守るクルマの保険 (ドラレコ型)』(一般用)

運転中の映像記録に加え、万一の事故の際の自動通報機能や安全運転をサポートするサービスをご提供します。



※『自動車保険・一般用』に、『ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約』P16をセットしたご契約を、ご契約のお車に取り付ける専用ドライブレコーダーの機種に応じて『見守るクルマの保険 (プレミアム ドラレコ型)』(一般用)または『見守るクルマの保険 (ドラレコ型)』(一般用)といいます。

フリート契約向け

ドライブレコーダー・ テレマティクスサービス

運転中の映像記録に加え、万一の事故の際の自動通報機能等のサポートで企業の皆さまの事故防止や運行管理取組を支援するサービスです。さらに専用インカメラでより高度なサービスもご提供します。

もうひとつ
上の安心

2

▶ P5-P6

万一の事故や故障のときも 24時間365日体制でお客さまをサポートします。

スムーズな解決に導く事故対応

充実のロードサービス

解決実績

年間約 2,223,000件

1日あたり約 6,100件

(2022年度)

保険金お支払センター 専門スタッフ

約 5,500名

(2023年4月現在)



おクルマQQ隊 国内ロードサービス拠点

約 4,200か所

(2023年4月現在)

事故や故障等でお車が動かなくなった場合は、現場での応急処置やレッカーけん引など、充実のロードサービスをご提供します。



事故の発生から解決まで、高度な知識を持ち、多くの経験を積んだ専門スタッフが、チーム一丸となって迅速に対応します。

もうひとつ
上の安心

3

▶ P7-P8

事業活動にあわせて選べる補償プランをご提案します。

多くの方のニーズに応える **基本的な補償** をセットし、事業活動にあわせて **オプションの特約** を追加できます。

基本的な補償



オプションの特約

各種特約 事業活動に伴うリスクやニーズに応じてお選びいただけます。

※「お車の補償」「その他」「事業者にかかわる補償」の特約からお選びいただけます。

の「もうひとつ上の安心」をご提供します。

事業活動のリスクは、千差万別。

だから私たちは、豊富なリスクマネジメントサービスと事業活動にあわせて選べる補償プランをご提案。トラブルに直面したときは、専門スタッフがチーム一丸となってスムーズな解決に導き、お客さまをお守りします。

これが、三井住友海上が全国約30,500店の代理店と共にご提供する「もうひとつ上の安心」です。

事業活動にあわせた補償で、しっかり守る自動車保険。それが、『自動車保険・一般用』です。

※代理店数〈2023年4月現在〉



三井住友海上は、代理店と共にお客さまをお守りします。

『自動車保険・一般用』をご契約いただく前に

『自動車保険・一般用』は記名被保険者(個人・法人)および用途車種を問わずご契約いただけます。

※1 フリート契約、ノンフリート契約のいずれも対象となります。ただし、記名被保険者が個人のノンフリート契約で、ご契約のお車が自家用8車種の場合は、事業にのみ使用するお車に限り契約できます。自家用8車種につきましては、「用語のご説明」P25をご参照ください。

※2 二輪自動車および原動機付自転車は『自動車保険・一般用』でご契約いただけます。

パンフレットの構成

■『自動車保険・一般用』がご提供する3つの「もうひとつ上の安心」

- 安心1 豊富なリスクマネジメントサービス…………… P3~4
- 安心2 万全の事故対応・ロードサービス…………… P5~6
- 安心3 充実の補償・特約…………… P7~8

■補償・特約の概要

- 相手への賠償…………… P9
- おケガの補償…………… P10~11
- お車の補償…………… P12~14
- その他の特約…………… P15~16
- 事業者にかかわる補償…………… P17~18
- 補償・特約に関するご注意事項…………… P19

■ご契約の際にご確認いただく流れ

- お車を運転する方の範囲について…………… P20
＜運転者を限定する特約と運転者年令条件の設定＞
- 保険料の決定の仕組みと払込方法等について…………… P21~23
＜等級別料率制度・割引制度・払込方法等＞
- フリート契約のご案内(お車が10台以上のお客さま向け)…………… P24

■用語のご説明…………… P25

■ご注意いただきたい事項…………… P26

このパンフレットでご案内している補償・特約について、詳細をご確認いただける「<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明」を当社ホームページに掲載しています。

- 補償・特約の詳細
- 被保険者(補償を受けられる方)
- 保険金をお支払いしない主な場合

「<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明」は
当社ホームページから!!
(<https://www.ms-ins.com>)



このパンフレットは、『自動車保険・一般用』<一般自動車総合保険>の概要を説明したものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご確認ください。また、ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

※販売用自動車・受託自動車のご契約の場合、取扱いが異なりますので、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。



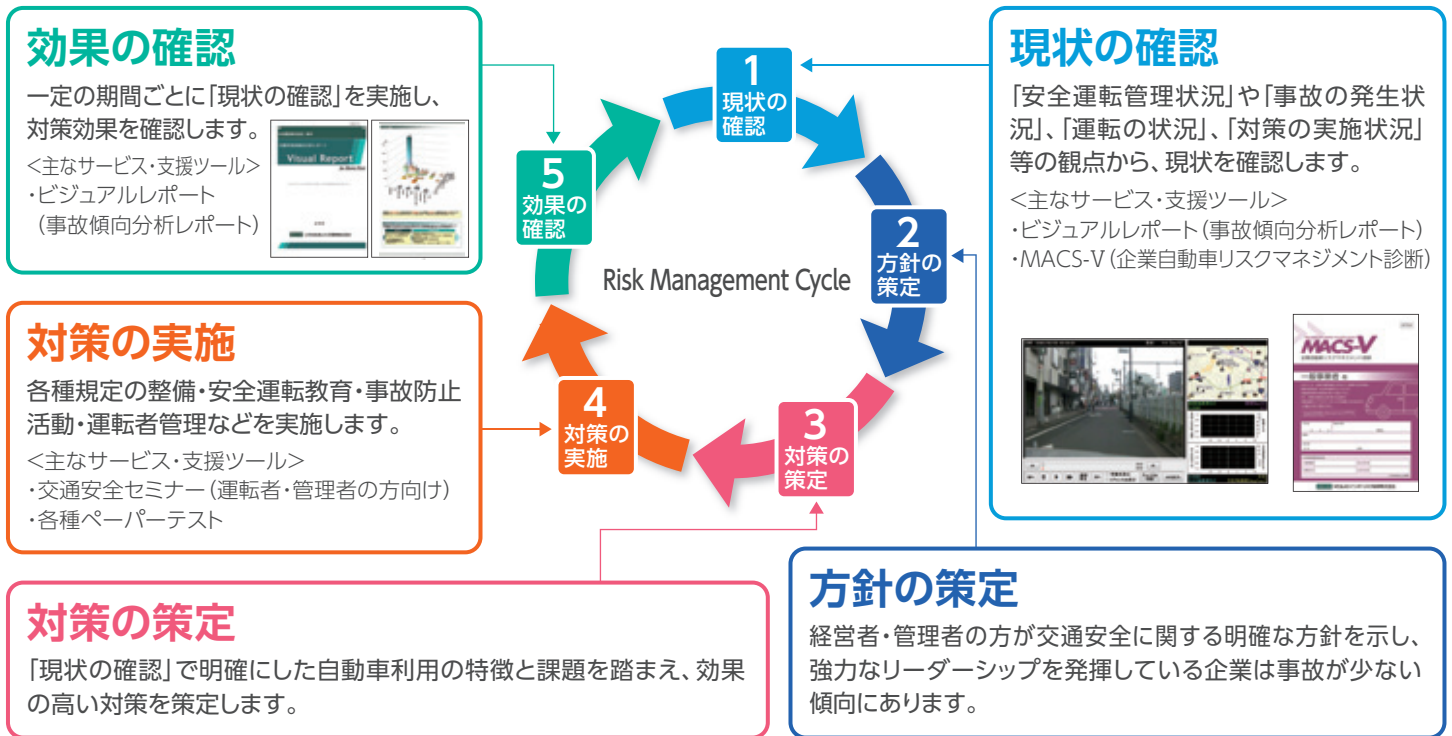
このパンフレットでは、保険料の決定の仕組み等をご説明しています。保険料はお客さまの等級や年令、お車の情報等によって変わりますので、実際の保険料のご案内をご希望の場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

豊富なリスクマネジメントサービス

リスクマネジメントサイクルに基づいた事故防止取組をご支援します。

企業の効果的な事故防止取組には、リスクマネジメントサイクルに基づいた対策の実施が重要です。当社では、お客さまの実態・ニーズに応じた事故防止取組を全面的にサポートします。

リスクマネジメントサイクル



それぞれのステップで取組をサポートします。

当社の自動車リスクマネジメントサービスは、MS&ADインシュアランスグループのMS&ADインターリスク総研株式会社が実施します。

支援ツール

リスク管理状況の分析をサポート

MACS-V

※企業向け
質問にご回答いただくことで自動車事故に対するリスク管理体制を診断するツールです。診断結果に基づいた対策を提案書でご提供します。



事故防止取組の推進をサポート

安全運転啓発ツール

※個人・企業向け
運転者向けの「事故防止教育ツール」や事故防止取組の推進における雰囲気づくり(無事故・無違反カレンダー等の提供)等のツールをご提供します。

事故防止教育ツール



無事故・無違反カレンダー



事故状況の分析をサポート

ビジュアルレポート

※団体・フリート契約者向け
保険金請求された事故のデータを基に、企業の事故傾向をさまざまな角度から分析し、グラフを用いてレポートにまとめたツールです。



で安心をお届けします。

先進技術を活用したリスクマネジメントサービスをご提供します。

当社オリジナルの専用ドライブレコーダーやスマートフォン用アプリ(無料)等を利用した先進的なリスクマネジメントサービスでお客さまの安全品質の向上と事故防止取組をサポートします。

専用ドライブレコーダーを利用したリスクマネジメントサービス

『見守るクルマの保険(プレミアムドラレコ型)』(一般用)、『見守るクルマの保険(ドラレコ型)』(一般用)および『F-ドラ』は、DX valueシリーズの対象商品です。

DX valueシリーズとは

「補償」に加え、保険が持つ新たな価値として、事故・災害に対し「未然に防ぐ」、「影響を減らし回復を支援する」機能を持つサービス一体型商品の総称です。DX valueシリーズの提供を通じて、「安心・安全な社会の実現」に貢献していきます。



ノンフリート契約向け

『見守るクルマの保険(プレミアムドラレコ型)』(一般用) 業界最高水準の機能とサービスをご提供! (略称:プレドラ)

※「業界最高水準」とは、自動車保険業界において同様に提供されているドライブレコーダーと比較したものです。(2023年4月時点・当社調べ)

月額
850円(注1)



プレドラならではの機能を搭載

- 360°カメラ
- 駐車監視機能
- 常時通報機能
- 車外持ち出し機能

特徴① 事故緊急自動通報サービス

事故等で専用ドライブレコーダーが一定以上の衝撃(注2)を検知すると、専用安否確認デスクに自動で通報します(注3)。



特徴② 事故状況をAIで分析・再現『Ai's』

事故時に当社へ自動送信された映像や位置情報等をAIが分析し事故状況を再現。安心・納得の事故対応に役立てます。



特徴③ 事故の未然防止サポート機能

事故につながりやすい運転を注意喚起する「安全運転支援アラート」、運転傾向を分析・アドバイスする「運転診断レポート」をご提供し、ドライバーの安全運転を支援します。

保険会社ならではの特徴はそのままに『見守るクルマの保険』を試してみたい!という方には…

『見守るクルマの保険(ドラレコ型)』(一般用) 月額650円(注1)



(注1) 一般分割・12回払の場合。

(注2) 一般的に走行が困難となる程度(時速30km程度以上で壁と衝突した場合等)の衝撃。車種や車両の重量等の条件によっては、一定以上の衝撃として検知されない場合があります。

(注3) 通信状況等によっては、事故の場合でも自動通報されない場合があります。

フリート契約向け

ドライブレコーダー・ テレマティクスサービス



事故緊急自動通報サービス等により「事故・緊急時」「事故防止取組」「運行管理」の3つをサポートすることで、企業の皆さまに安心・安全をお届けします。さらに専用インカメラでより高度なサービスもご提供します。



特徴① 専用インカメラを活用したサービスを提供

車内のドライバーの危険運転挙動を検知、アラートでのお知らせにより重大事故を未然に防ぎます。また顔認証機能により、ドライバーの特定ができ、適切な運行管理・安全運転指導が可能となります。

危険運転挙動
(居眠り・わき見・
携帯電話で通話)
を検知!



特徴② 従業員の「あおり運転の疑い」を検知

専用ドライブレコーダーがあおり運転と受け取られる可能性がある運転を検知し、アラートでお知らせします。また、企業の管理者は専用サイト上で、検知した際の映像を確認できるため、企業の従業員のあおり運転対策としてご利用いただけます。



サービス利用料 (自動車1台あたり)

- スタンダードプラン(専用インカメラあり): 月額1,500円(税抜)
- シンプルプラン(専用インカメラなし): 月額1,300円(税抜)

スマートフォン用アプリ(無料)を利用したリスクマネジメントサービス

※サービスのご利用にあたって、専用端末の購入とスマートフォン用アプリの双方が必要となります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。



FOUR SAFETY ~『ながら運転』防止支援サービス~

シガープラグ型の専用端末(有料)とスマートフォン用アプリ(無料)により、運転中のスマートフォンの操作を制御するサービスです。

- 専用端末: 4,380円(税抜) / 台
- スマートフォン用アプリ: 無料

特徴① 実効性・即効性のあるサービス

シガープラグ型の専用端末をお車にセットした状態でエンジンをかけると専用端末から発信される電波をスマートフォンが受信し、アプリが起動します。一定速度(約20km/h)を超過するとスマートフォンの操作を制御します。



特徴② 管理者をサポートする機能

企業の管理者は、専用サイトで従業員ごとにスマートフォンの操作が制御されているかをリアルタイムで確認することができます。



もうひとつ
上の安心
2

万一の事故や故障のときも24時間 事故で不安なお客さまをしっかりサポート! 「スムーズな解決に導く事故対応」

事故受付センター

※事故が発生した場合の連絡先は裏表紙をご参照ください。

※「ご契約者さま専用ページ」や当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)より、インターネットからも事故のご連絡ができます。

24時間365日専門スタッフが受付

事故で不安なときでも、お電話で状況に応じて丁寧にアドバイスします。



夜間、休日でも、安心の初期対応を実施

お客さまのご要望に応じて、相手の方や医療機関、修理工場やレンタカー会社などへ、ご連絡いたします。(注)



事故対応 全国に138か所の拠点を設置! (2023年4月現在)



保険金お支払センター

すべての都道府県に配置!
お客さまのおそばで、安心の事故対応を行います。



専門スタッフ 事故の解決にあたっては、チーム一丸となってお客さまの信頼にお応えします。

示談交渉サービス

お客さまに代わって相手の方との示談交渉を行います。

紹介ネットワーク

独自のネットワークを活かしてお客さまをサポートする弁護士等をご紹介します。

入院まごころ訪問

ご要望に応じてお客さまのもとへお伺いし、ご不明点などにいち早くお答えします。

安心コール・安心レター

対応の経過をお客さまに定期的にご報告し、安心をご提供します。



技術アジャスター

科学的・工学的な根拠に基づいた「お車の損傷状態」および「事故状況」の確認を行い、事故の早期解決をサポートします。



医療アジャスター

医学的な根拠に基づいた「治療内容」および「ケガの状態」の確認を行い、事故の早期解決をサポートします。



(注) 事故受付の時間帯や状況により各種対応ができない場合があります。

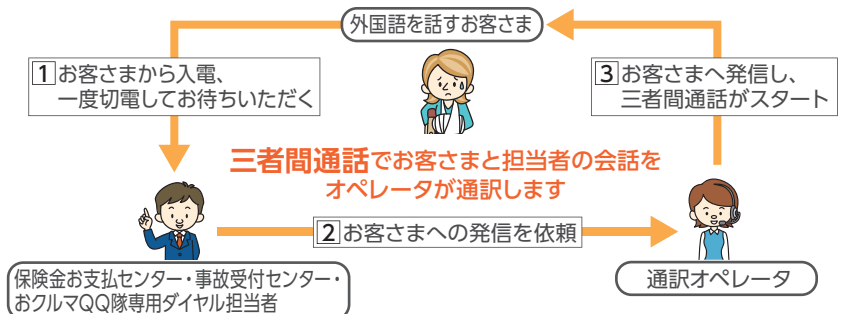
外国語を話す方、聴覚に障がいをお持ちの方にも安心のサービスがあります!

三者間通話(同時通訳)サービス

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語等17か国語に対応

お客さま・当社担当者・通訳オペレータの三者が電話回線を同時接続し会話することで、スムーズな事故対応が可能となります。

事故受付センター・おクルマQQ隊
専用ダイヤルの対応時間 24時間(無休)



手話通訳サービス

テレビ電話を通じてお客さまとオペレータが手話や筆談でやり取りし、それを同時にオペレータが当社担当者へ電話(音声)にて通訳します。リアルタイムにコミュニケーションを図れるため、スムーズな事故対応が可能となります。

事故受付センター・おクルマQQ隊
専用ダイヤルの対応時間 8:00~21:00(無休)



365日体制でお客さまをサポートします。

事故や故障でお車が動かない時もしっかりサポート!

「充実のロードサービス」

自動セット^(注1) + おクルマQQ隊^(注2) ロードサービス費用特約

おクルマQQ隊のご利用方法

おクルマQQ隊をご利用の際は、事前に「専用ダイヤル^(注3)」にお電話いただくか、「LINE公式アカウント」等からご連絡をお願いします。

故障だ! 車が動かない、どうしよう・・・

突然の故障・トラブル・ガス欠でも、業者がかけつけ現場で応急処置を行います!

応急処置

おクルマQQ隊
故障トラブル・
ガス欠QQサービス

サービス
内容



バッテリー上がり時の
ジャンピング

1回限り^(注3)



ガス欠時のガソリン補給
(10リットルまで)



キー閉じ込み時の
ドアの解錠



パンク時のスペア
タイヤ交換

左記以外に、
現場で30分以内に完了する
応急修理・軽作業もサービスの
対象となります!

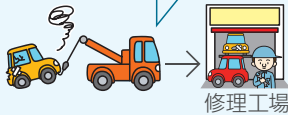
修理工場までレッカーけん引が必要になった・・・

レッカー けん引費用 など

おクルマQQ隊
レッカーQQ
手配サービス

レッカー業者がかけつけ、
レッカーけん引をトータルサポート!

レッカーけん引は、約500km^(注4)まで対応!!



レッカーにかかる次の費用を「ロードサービス費用特約」でお支払いします。
なお、ご自身でレッカー業者を手配された場合も保険金のお支払い対象です。

ロードサービス費用特約

①運搬費用	・修理工場までのレッカー費用 ・落輪したお車をクレーン等で引き上げる費用	30万円 ^(注5) を限度に補償
②修理後搬送費用	修理後にご自宅までお車を搬送する費用	②③を合算して 15万円を限度に補償 ※③のみ自己負担額1,000円あり
③修理後引取費用	修理後にご自身でお車を引き取るための交通費	

移動費用 宿泊費用

おクルマQQ隊
移動サポート
QQサービス・
宿泊サポート
QQサービス

お車がレッカーされても安心!
移動費用や宿泊費用をサポート!



「レッカーQQ手配サービス」のご利用後、ご自宅・出発地までタクシー等で移動した場合や宿泊した場合に、次の費用をおクルマQQ隊のサービスとしてご提供します。

おクルマQQ隊

①臨時帰宅・移動費用	お1人につき20,000円までサービスでご提供 (自己負担額1,000円あり)
②臨時宿泊費用	お1人につき15,000円までサービスでご提供

※必要に応じて移動に必要な公共交通機関、タクシー会社や近隣の宿泊施設をご案内します。

(注1) 「ロードサービス費用特約」は、ノンフリート契約に自動的にセットされます。ただし、対人賠償保険のみのご契約の場合は、任意でのセットとなります。フリート契約の場合も任意でのセットとなります。

(注2) おクルマQQ隊は「ロードサービス費用特約」をセットした契約に提供します。

(注3) 保険期間中1回(保険期間が1年を超える長期契約の場合は、1保険年度につき1回)のご利用に限りです。また、ご契約のお車が日常保管されている車庫、駐車場その他これに準じる場所でのガス欠の場合、燃料代はお客さまの自己負担となります。

(注4) 提携しているロードサービス提供者における、自家用8車種かつ、車両区分が普通車に該当する場合の実績に基づく当社試算です。実際の作業内容や車種、車両の重量等により、レッカーけん引距離が増減し、自己負担が発生する場合があります。

(注5) 車両保険をセットされる場合は、「車両保険金額の10%、または30万円」のいずれか高い額となります。

「ロードサービス費用特約」により保険金をお支払いしても、継続契約の等級は下がりにません。

右記の場合にはロードサービスをご利用いただけません

- 自然災害等により、ロードサービスを提供する者が、ロードサービスの提供が困難と判断した場合
- 「専用ダイヤル」への入電が一時的に集中したことにより通話ができない場合 等



オプションの特約

レンタカー費用特約

※「ロードサービス費用特約」付き契約にセットしていただけます。
※ご契約のお車が特殊車両等の場合のレンタカー費用を補償する「レンタカー費用特約(特殊車両等)」^{P14}もご用意しています。

詳しい説明は
➔ P14

ご契約のお車
が自家用8車
種の場合のみ

レンタカー
費用

毎日お車を使う方も安心!
お車を修理中の
レンタカー費用を
サポート!



事故や故障・走行障害等でご契約のお車が使用できなくなった場合に、レンタカー費用をお支払いします。レンタカーを利用される場合は、事前に当社へご相談ください。

レンタカー費用特約

レンタカー費用	事故の場合:30日間限度 ^(注1) 故障・走行障害等の場合 ^(注2) :15日間限度	1日あたり保険金日額 ^(注3) を 限度に補償
---------	---	---------------------------------------

(注1) 「新車特約」または「車両全損時復旧費用特約」を適用してお支払いする車両保険金によりお車を買い替えられたときは、90日間が限度となります。

(注2) 故障・走行障害等の場合は、走行不能時のみレンタカー費用をお支払いします。

(注3) 保険金日額は5,000円～20,000円の範囲で1,000円単位に設定していただけます。

おクルマQQ隊 LINEで受付サービス

お車の状態を写真で送れる!

GPS位置情報でトラブル場所を簡単に伝えられる!



LINEのトーク画面上で質問の回答を選択・入力するだけで簡単にロードサービスを依頼できます。

「三井住友海上 おクルマQQ隊」
を友だち追加してください!



※個人情報にあたる「氏名」「電話番号」は当社が用意する専用の画面にて当社が直接取得し、LINEを経由しない(保存されない)仕組みとしています。
※LINEおよびLINEロゴはLINE(株)の登録商標です。

基本的な補償

多くの方のニーズに応える基本となる補償・特約をセット

相手
への賠償

P9

対人賠償保険

相手にケガをさせた場合



対物賠償保険

相手のモノを壊してしまった場合



自動セット^(注1)

相手のお車の修理費が
時価額より高くなった場合に



対物超過
修理費用特約

おケガ
の補償

P10~11

人身傷害保険

ご自身や同乗者のケガの治療費に



自動セット^(注2)

ご自身や同乗者が入院したり、
重い障害が発生してしまった場合に



入院・後遺障害時
における人身傷害
諸費用特約

任意セット

ご自身や同乗者の
入院時などの当座の費用に



傷害一時金
(1万円・10万円)
特約

お車
の補償

P12~13

車両保険

ご契約のお車の修理費に



自動セット^(注3)

一方的に追突された場合などで、
相手から修理費を受け取れないときに



車両保険無過失
事故特約
ノンフリート契約向け

任意セット

ご契約のお車が全損になった場合の
廃車や買替時の諸費用に



全損時諸費用
特約

ロード
サービス

P6

自動セット

ご契約のお車が動かなくなっ
てしまった場合に



ロードサービス
費用特約

当社のロードサービス
おクルマQQ隊のサービスを
あわせてご提供します。

その他の特約

P15

自動セット

他車運転特約

友人や知人などから借りた車で
事故を起こしてしまった場合に

他車運転(二輪・原付)特約

友人や知人などから借りたバイクで
事故を起こしてしまった場合に

臨時代替自動車特約

ご契約のお車の修理中等に借りた
車で事故を起こしてしまった場合に

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等による事故が
起きた場合に

心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

心神喪失等により運転者に賠償責任が発生しない
事故が起きた場合に

基本的な補償とは、事故に遭われた場合に、多くの方のニーズに応える基本となる補償・特約をセットした、当社がおすすめのご契約の基本プランです。「基本的な補償」以外でご契約いただく場合、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険または車両保険は任意にセットしていただけます。ただし、対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれか1つを、必ずセットしてください。

(注1) 対物賠償保険付き契約に自動セットされます。ただし、「記名被保険者が法人」または「ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車」の場合は、任意セットです。










(注2) 人身傷害保険付きノンフリート契約に自動セットされます。ただし、「記名被保険者が法人」または「ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車」の場合は、任意セットです。

(注3) 車両保険付きノンフリート契約に自動セットされます。ただし、「車両保険「7補償限定」特約」と同時にセットできません。



ロードサービス その他の特約 の 基本的な補償 に加え、 に応じた補償プランをご提案します。

オプションの特約 事業活動に伴うリスクやニーズに応じてカスタマイズ

お車の補償
P12~14

<p>新しい車に買い替えたい</p> <p> 新車特約</p>	<p> 車両全損時 復旧費用特約</p>	<p> 車両全損(70%) 特約</p>
<p>車を修理して乗り続けたい</p> <p> 車両超過 修理費用 特約</p>	<p>新しい車が納車されるまでの間や修理中にレンタカーを借りたい</p> <p> RENTAL レンタカー 費用特約</p>	<p> RENTAL レンタカー 費用特約 (特殊車両等用)</p>
<p>補償範囲を限定して 保険料をおさえたい</p> <p> 10補償限定 車両保険 「10補償 限定」特約</p>	<p>さらに補償を充実させたい</p> <p> 地震・噴火・津波 「車両全損時 定額払」特約</p>	<p> 全損時諸費用 倍額払特約</p>

その他の特約
P16

<p>交渉を弁護士に依頼したい</p> <p> 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 弁護士費用(自動車事故型)特約 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約</p>	<p>万一に備えてドライブレコーダー を利用したい</p> <p> ドライブレコーダーによる 事故発生時の通知等に関する特約 ノンフリート契約向け</p>
--	--

事業者にかかわる補償
P17~18

<p>従業員等に万一のことがあった場合に備えたい</p> <p> 対人賠償 使用人災害 特約</p>	<p> 搭乗者傷害 事業主費用 特約</p>	<p>借りている物を壊した場合に 備えたい</p> <p> 対物賠償非所有 管理財物特約</p>
<p>お車に積んだ大切な荷物を壊してしまった場合に 備えたい</p> <p> 積載貨物 賠償特約</p>	<p> 積載事業用 動産特約</p>	<p>法人の代表者がプライベートでも お車を使う場合に備えたい</p> <p> 法人契約の 指定運転者特約</p>

※自動セット特約はご契約時のお申出にかかわらず、ご契約条件に応じて自動的にセットされます。セット条件の詳細は、各補償・特約の概要ページ、および『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』をご確認ください。

相手への賠償



対人賠償保険

示談交渉サービス付 基本的な補償

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

相手の方にケガをさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険等により支払われるべき金額を超えた治療費や慰謝料、働けない間の収入などを補償します。万一、死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例
 仕事で社有車を運転中に同僚にぶつかりケガをさせた



対物賠償保険

示談交渉サービス付 基本的な補償

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

相手の方の車や電柱、塀などに損害を与えてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合の修理費や、ご契約のお車が線路に立入り、電車等を運行不能にしてしまったときの振替輸送費用等を補償します。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例
 ・会社の駐車場で他の社有車にぶつかり壊してしまった
 ・会社のトラックが自社工場にぶつかり建屋を壊してしまった

ワンポイント 対人賠償保険・対物賠償保険の高額判例

相手の方への賠償は、非常に高額となるケースもあります。保険金額は無制限で設定していただくと安心です。

	対人賠償	対物賠償
事案	歩行者(眼科開業医・男性41才)がタクシーにひかれ死亡した。(2011年11月1日横浜地裁判決)	普通貨物車が大型トレーラーに追突して積載品等を損壊した。(2011年12月7日大阪地裁判決)
認定総損害額	5億2,853万円	1億1,798万円



対物超過修理費用特約

基本的な補償

対物賠償保険付き契約に自動セットされます。ただし、「記名被保険者が法人」または「ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車」の場合は、任意にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

相手の方の車の修理費が時価額を上回り、対物賠償保険で十分に補償できない場合に50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、相手の方の車が事故日の翌日から起算して6か月以内に修理が完了された場合に限りです。

Q



事故が起きたら、自分で相手の方と交渉する必要がありますか？

A



いいえ。

対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合^(注1)は、被保険者のお申出により、以下のケースを除いて**当社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。**^(注2)

なお、示談交渉をお引き受けした場合でも、話し合いによる解決が困難な場合等には、当社が選任した弁護士へ対応を依頼すること等があります。

示談交渉をお引き受けできないケース

- ・ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- ・正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- ・1回の対物事故につき、被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が免責金額を明らかに下回る場合 等

(注1) 一方的に追突された場合など、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない場合は、**弁護士費用に関する特約 P16**をセットしていれば、交渉を弁護士に依頼する費用が補償されます。

(注2) 対人事故は対人賠償保険をセットした場合、対物事故は対物賠償保険をセットした場合に限りです。

示談交渉サービス

おケガの補償



補償・特約の詳細は「<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明」をご確認ください!



人身傷害保険

基本的な補償

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車に搭乗中などの事故でご自身や同乗者の方がケガをされた場合に、治療費はもちろん、働けない間の収入や精神的損害などを補償します。万一、ケガをして死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例
車を運転中に心神喪失となり事故が発生し、自身がケガをしてしまった



記名被保険者が個人のお客さまの場合、**自動車事故特約** 別冊 をセットすると(注1)、ご契約のお車の事故だけでなく、歩行中に自動車にはねられた場合なども補償します。

事故の種類	ご契約のお車に搭乗中等の事故	左記以外の自動車運行事故	
主な事故例	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	ご契約のお車以外の自動車(注2)に搭乗中の事故でケガをした	歩行中に自動車にはねられケガをした
人身傷害保険	○	×(注3)	×
自動車事故特約をセット	○	○	○

(注1) 記名被保険者が法人のお客さまの場合で、「法人契約の指定運転者特約」をセットするときは、自動車事故特約が自動セットされます。
(注2) 記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は除きます。
(注3) 「他車運転特約」 P15 等で補償されるケースがあります。

※「自動車事故特約」をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。 P19

ワンポイント 人身傷害保険のセットを希望されないお客さま向けに、以下の特約をご用意しています。

- 自損傷害特約
- 無保険車傷害特約
- 搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約(注)
- 搭乗者傷害(入院通院/一時金)特約
- 搭乗者傷害(入院通院/一時金)倍額払特約
- 搭乗者傷害(入院通院/日数)特約(注)

(注) 人身傷害保険とあわせてセットすることもできます。 別冊



傷害一時金(1万円・10万円)特約

基本的な補償

人身傷害保険付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

人身傷害保険で保険金をお支払いする事故によりケガをして事故日からその日を含めて180日以内に治療を要し、入院または通院した場合に、入院または通院した実治療日数の合計が1日以上5日未満であれば1万円、5日以上であれば10万円を傷害一時金としてお支払いします。

より手厚く備えるなら…



傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約 別冊

オプションの特約

傷害一時金(1万円・10万円)特約の保険金の額を2倍にして、傷害一時金をお支払いします。

Q



人身傷害保険と傷害一時金(1万円・10万円)特約の違いを教えてください。

A



人身傷害保険は、実際に負担した費用などについて当社基準に従い保険金をお支払いする基本的な補償です。一方、**傷害一時金(1万円・10万円)特約**は、人身傷害保険の保険金とは別に、実治療日数に応じて1万円または10万円をお支払いします。

入院または通院が長引いても、実治療日数の合計が5日以上であれば治療中でも保険金を受け取ることができ、当座の費用に充てられます。

さらに

「自動車事故特約」別冊 がセットされているご契約において、歩行中に自動車事故に遭った場合でも、人身傷害保険金のお支払い対象となるときは、人身傷害保険の保険金とは別に実治療日数の合計に応じて1万円または10万円をお支払いします。

おケガの補償



紹介ネットワーク

保険金をお支払いする場合に、ご希望により当社提携業者をご紹介します。

たとえば

バリアフリーリフォーム事業者、ホームヘルパーやベビーシッター等

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

基本的な補償

人身傷害保険付きノンフリート契約に自動セットされます。ただし、「記名被保険者が法人」または「ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車」の場合は、任意にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

事故により入院したり、重い障害が発生した場合に必要なさまざまな費用を補償します。

<入院時人身傷害諸費用> ※被保険者1名につき、以下それぞれの費用を合計して200万円を限度とします。

家事や介護、育児またはペット^(注)の世話をする方が事故で入院した場合、または入院した方に付き添う場合にかかる費用等をお支払いします。

(注) 世話をしている方の個人の住居で飼っている犬または猫をいいます。

家事・介護・育児やペットの世話も安心です

ホームヘルパー
雇入費用



介護ヘルパー
雇入費用

1日あたりそれぞれ2万円を限度にお支払い

ベビーシッター
雇入費用



保育施設
預け入れ費用

合計して1日あたり2万円を限度にお支払い

ペットシッター
雇入費用



ペット専用施設
預け入れ費用

合計して1日あたり2万円を限度にお支払い

個室でゆっくり治療に専念できます

差額ベッド
費用



1日あたり2万円を限度にお支払い

別の病院へ転院するための交通費等を受け取れます

転院
移送費用



転院1回分かつ100万円を限度にお支払い

<後遺障害時人身傷害諸費用>

事故により重い障害が発生してしまった場合に、リハビリにかかる費用や福祉車両等の購入費用、ご自宅の改造費用等をお支払いします。

リハビリ費用が高額になる場合も安心です

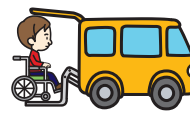
リハビリテーション
訓練等費用



被保険者1名につき120万円をお支払い

福祉車両や電動車いす等を購入できます

福祉機器等
取得費用



被保険者1名につき500万円を限度にお支払い

ご自宅をバリアフリーに改造できます

住宅改造
費用



被保険者1名につき500万円を限度にお支払い

こんな場合にお役に立ちます

- 妻が事故で入院して、私も毎日のように病院へ行って付き添ったため、**家事の人手が足りなくなってしまいました。**ホームヘルパーを雇う費用が補償されたので、**安心して妻が退院するまで付き添うことができました。**

- 一般病室では**ほかの患者さんに気を遣う**ことが多く、眠れないこともありましたが、個室を利用できたおかげで、**治療に専念することができました。**

ワンポイント ①

ホームヘルパーサービスを利用した場合…

平均的な利用金額は、
1回あたり**約19,600円**(注)

(注) 総務省統計局「家計調査(2022年)」を基に算出



ワンポイント ②

個室を利用した場合…

全国平均で差額ベッド費用は、
1日あたり**約8,300円**(注)

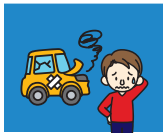
(注) 厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況」(2022年)より



お車の補償



補償・特約の詳細は「<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明」をご確認ください!



車両保険

基本的な補償

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

事故でご契約のお車が壊れてしまった場合に、修理費等を補償します。

- ⚠ 保険金をお支払いしない主な事例**
- ・パンク等、タイヤにのみ損害が発生した
 - ・ご契約のお車が故障して動かなくなった

ワンポイント 車両保険には、車両価額協定保険特約 **別冊** が自動セットされます。

ご契約のお車と同じ用途車種・型式等で、同じ程度に消耗した自動車の市場販売価格相当額を保険金額として、車両保険金をお支払いします。
※ご契約のお車が自家用8車種以外またはレンタカーの場合で、車両価額協定保険特約の不適用に関する特約をセットしたときは、この特約は適用されません。



車両保険「10補償限定」特約 **別冊** をセットすると、補償の対象となる事故の範囲が次の表のとおり限定されます。

○:お支払いします ×:お支払いしません

補償する事故 (主な事故例)	①ご契約のお車以外の自動車(注1)との衝突・接触	②自転車等の対象乗用具(注2)との衝突・接触	③歩行者・動物(注3)との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難(注4)	⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為	
一般補償	○	○	○	○	○	○	
10補償限定	○	○	○	○	○	○	
補償する事故 (主な事故例)	⑦台風・竜巻・洪水・高潮	⑧落書、いたずら、窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他の偶然な事故(注5)	⑪電柱・ガードレール等の他物との衝突・接触	⑫墜落・転覆	⑬地震・噴火・津波
一般補償	○	○	○	○	○	○	×
10補償限定	○	○	○	○	×	×	×

(注1) ご契約のお車以外の自動車には、「登録番号等」および「運転者または所有者」が確認できない自動車」および「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。

(注2) 対象乗用具とは、電車、自転車、キックボード等をいいます。

(注3) 崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。

(注4) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって発生した損害につきましては、車両保険金をお支払いしません。

(注5) 塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑨および⑩～⑬に該当する事故を除きます。

車両保険では、「地震・噴火またはこれらによる津波」によって発生した損害について、車両保険金をお支払いしません。

ただし、**地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 **別冊**** をセットした場合は、「地震・噴火またはこれらによる津波」によってお車が全損となったときに50万円をお支払いします。(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を保険金としてお支払いします。)ぜひ、**地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約**のセットをご検討ください。

※「地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約」は車両保険(一般補償)にのみセットしていただけます。なお、ご契約のお車が「二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車(キャンピング車以外)およびA種・B種工作車」の場合はセットすることができません。

※**車両保険「10補償限定」特約**よりも補償の対象となる事故の範囲を限定した、**車両保険「7補償限定」特約 **別冊****もご用意しています。

Q



車両保険はどんな時に役立ちますか?

A



車両保険は自損事故やお車同士の事故だけでなく、**地震・噴火またはこれらによる津波等を除く自然災害による損害や、物の飛来・落下事故等の相手に損害賠償を請求する事が困難な場合でも補償します。**万一来て備えて車両保険をセットしておくことが大切です!

事例1: 台風で社有車が水没してしまった...

台風・竜巻・洪水・高潮では、自動車の修理費が高額になるケースがあります。

⇒**車両保険**で安心!



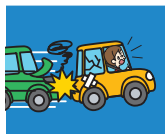
事例2: 飛び石でフロントガラスにひびが...

一般的に、相手の故意などによって物が飛ばされてきたことを立証しない限り、損害賠償金を請求できません。

⇒**車両保険**で安心!



お車の補償



ノンフリート契約向け

車両保険無過失事故特約

基本的な補償

車両保険付きノンフリート契約に自動セットされます。

補償の概要

一方的に追突された場合や、ご契約のお車の欠陥等により本来の仕様とは異なる事象が起きて事故が発生した場合など、お客さまに過失がないときに、継続契約の等級および事故有係数適用期間に影響することなく、車両保険金を受け取れます。

※相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限ります。

※車両保険において、免責金額を増額方式で設定している場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。



全損時諸費用特約

基本的な補償

車両保険付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約の車両保険でお支払いの対象となる事故によってご契約のお車が全損となった場合に、廃車や買替時の諸費用として車両保険金額の10% (20万円限度) をお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合は、10万円をお支払いします。

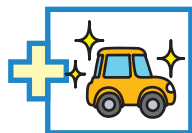
より手厚く備えるなら…



全損時諸費用倍額払特約 別冊

オプションの特約

全損時諸費用特約の保険金の額を2倍にして全損時諸費用保険金をお支払いします。



新車特約

オプションの特約

ご契約のお車が自家用8車種の場合で、車両保険付き契約にセットしていただけます。

ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超える場合は、車両保険金額が新車保険金額の50%以上のときに限りセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が、事故で新車保険金額の50%以上の損害を受けた場合などに、新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。

※ご契約のお車の外板、外装、外板または外装に装着された部品、ならびに内装および内装に装着された部品のみの損傷の場合を除きます。

※ご契約のお車が盗難された場合を除きます。



車両全損時復旧費用特約

オプションの特約

ご契約のお車が自家用8車種の場合で、車両保険付き契約にセットしていただけます。

ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超え、かつ車両保険金額が新車保険価額の50%未満のときに限りセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約の車両保険でお支払いの対象となる事故によってご契約のお車が全損となった場合に、車両保険金額の2倍に相当する額または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額を限度に車両保険金をお支払いします。

※ご契約のお車が盗難された場合を除きます。



車両全損(70%)特約

オプションの特約

ご契約のお車が自家用8車種の場合で、車両保険付き契約(車両保険金額が50万円以上)にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が事故に遭って、損害が車両保険金額の70%以上となった場合に全損とみなして車両保険金を満額お支払いします。ただし、ご契約のお車の所有権を当社が取得することにお客さまが同意された場合に限ります。



補償・特約の詳細は
「<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明」
をご確認ください!



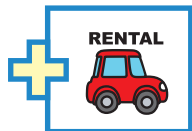
車両超過修理費用特約

オプションの特約

ご契約のお車が「二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車およびA種・B種工作車」以外の場合で、始期日の属する月が初年度登録(初度検査)年月の翌月から起算して25か月を超える車両保険付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が事故に遭って、修理費用が高額になり車両保険金額を上回る場合、その差額について30万円を限度にお支払いします。ただし、事故日の翌日から起算して6か月以内に修理が完了した場合に限ります。



レンタカー費用特約

オプションの特約

ご契約のお車が自家用8車種の場合で、「ロードサービス費用特約」付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

事故や故障またはバッテリー上がり等の走行障害等によりご契約のお車が走行不能^(注1)となった場合や、事故により使用できなくなった場合に、1日あたり保険金日額を限度にレンタカーを借りる費用をお支払いします^(注2)。事故の場合で「新車特約」または「車両全損時復旧費用特約」を適用してお車を買い替えられた場合は90日間を限度、それ以外の場合は30日間を限度に補償します。故障または走行障害等の場合は、15日間を限度に補償します。なお、保険金日額は5,000円～20,000円の範囲で1,000円単位で設定できます。

事故		故障・走行障害等 ^(注4)	保険金日額の設定方法
新車特約等 ^(注3) を適用してお車を買い替え	左記以外		
90日間限度	30日間限度	15日間限度	5,000円～20,000円(1,000円単位)

(注1) 走行不能とは、お車が自力で走行できない状態をいい、法令で走行が禁じられている状態を含みます。

(注2) レンタカーを借りる費用は、保険金日額の設定金額に対し、レンタカー使用限度日数を乗算した額を限度にお支払いします。

(注3) 新車特約等とは、「新車特約」、「車両全損時復旧費用特約」を指します。

(注4) 故障・走行障害等の場合は、走行不能時のみレンタカー費用をお支払いします。



レンタカー費用特約(特殊車両等用)

オプションの特約

ご契約のお車が「自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車、営業用乗用車、営業用貨物車、営業用バス、農耕作業用自動車」以外のロードサービス費用特約付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

事故や故障またはバッテリー上がり等の走行障害等によりご契約のお車が走行不能^(注1)となった場合や、事故により使用できなくなった場合に、1日あたり保険金日額を限度にレンタカーを借りる費用をお支払いします^(注2)。事故の場合は最大30日間、故障または走行障害の場合は最大15日間補償します。なお、保険金日額は5,000円～20,000円の範囲で1,000円単位で設定できます。

(注1) 走行不能とは、お車が自力で走行できない状態をいい、法令で走行が禁じられている状態を含みます。

(注2) レンタカーを借りる費用は、保険金日額の設定金額に対し、レンタカー使用限度日数を乗算した額を限度にお支払いします。



車両保険 P12 をセットした場合、車両保険金のお支払いの際に免責金額が発生します。^(注1)

	事故の回数	免責金額	
定額方式 ^(注2)	回数にかかわらず	0円(なし)・5万円・7万円・10万円・15万円・20万円	のいずれかを選択
増額方式 ^{(注3)(注4)}	1回目	0円(なし)・5万円	のいずれかを選択
	2回目以降	10万円	

(注1) 二輪自動車、原動機付自転車および農耕作業用自動車は定額方式のみお選びいただけます。設定いただける免責金額は、二輪自動車は5万円・7万円・10万円・15万円、原動機付自転車および農耕作業用自動車は1万円・5万円・7万円・10万円となります。また、フリート契約および「レンタカーまたは教習用自動車」をご契約のお車とするノンフリート契約は、増額方式でお引き受けできません。

(注2) 事故の回数にかかわらず、適用される免責金額は同額です。

(注3) 「1回目0万円～2回目以降10万円」とした場合の年間保険料と、「1回目5万円～2回目以降10万円」とした場合の年間保険料の差額が5万円を超えるときは、「1回目0万円～2回目以降10万円」はお選びいただけません。

(注4) 「1回目」「2回目」といった事故の回数は、保険期間ごとに数えます。「新長期保険料分割払特約」をセットしたご契約の場合は、1保険年度ごとに数えます。「ノーカウント事故」は事故件数に数えませんが、事故区分は「P21」をご参照ください。

※保険金額やセットする特約等によって、取扱いが異なる場合があります。

その他の特約



他車運転特約

基本的な補償

ご契約のお車が自家用8車種で、記名被保険者が個人のご契約、または「法人契約の指定運転者特約」がセットされているご契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

友人や知人などから臨時に借りた、ご契約のお車以外の自動車を運転中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうち、ご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例

友人から借りて常時使用している車を運転中に事故を起こしてしまった
※常時使用に該当するか否かにつきましては、事故の際に当社が個別に判断いたします。

ご契約のお車が二輪自動車・
原動機付自転車の場合は…



他車運転(二輪・原付)特約 別冊

基本的な補償

友人や知人などから臨時に借りたバイクを運転中の事故について、ご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。



臨時代替自動車特約

基本的な補償

すべてのご契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、臨時に借りた車を使用中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうち、ご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。



不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

基本的な補償

対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等により、相手の方にケガをさせた場合や相手の方の車等に損害を与えてしまった場合、または誤って線路へ立入り電車を運行不能にしてしまった場合で、お客さまに法律上の損害賠償責任がなかったときに、被害者救済費用保険金をお支払いします。



心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

基本的な補償

対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車の使用により、相手の方にケガをさせた場合や相手の方の車等に損害を与えてしまった場合、または誤って線路へ立入り電車を運行不能にしてしまった場合で、ご契約のお車の運転者が心神喪失等であったために法律上の損害賠償責任がなかったときに、被害者救済費用保険金をお支払いします。

Q



最近、認知症やてんかん等を原因とした自動車事故が増えていますが、これらの事故の場合でも補償はできますか？

A



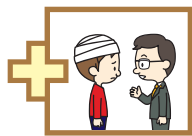
はい。

万一、認知症の方が事故を起こし、監督義務者の方に損害賠償責任が及ぶ場合でも、**監督義務者の方が対人賠償保険、対物賠償保険の被保険者に含まれております**ので、安心です。

監督義務者の方がいない場合に、被害者の方が十分な補償を受けられないケースもあります。このような場合でも被害者の方に十分な補償を提供できるように**心神喪失等による事故の被害者救済費用特約**が自動セットされておりますので、さらに安心です。



補償・特約の詳細は
「<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明」
をご確認ください!



紹介ネットワーク

保険金をお支払いする場合に、ご希望により弁護士をご紹介いたします。

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

オプションの特約

記名被保険者が個人のご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

日常生活全般の事故で相手へ賠償請求を行う交渉を弁護士に依頼する場合、300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。また弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例
離婚する際の慰謝料等について弁護士に相談した

弁護士費用(自動車事故型)特約

オプションの特約

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約の補償の対象となる事故の範囲を、お車での事故に限定してお支払いします。

上記のほか、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約の補償対象となる事故の範囲を、お車および自転車での事故に限定する弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約^(注1)があります。

弁護士費用に関する特約の補償範囲	自動車事故 ^(注2)	日常生活事故	
		自転車事故	その他の事故
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約	○	○	○
弁護士費用(自動車事故型)特約	○	×	×
弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 ^(注1)	○	○	×

(注1) 記名被保険者が個人のご契約で、「自転車賠償特約」別冊 付き契約にセットしていただけます。
(注2) ご契約のお車で事故に遭い、過失がないにもかかわらず相手の方から訴えられた場合に対応するための費用も補償します。

ワンポイント 弁護士に交渉を依頼する費用の目安

- 一方的に追突された場合など、お客さまに過失がない場合、保険会社は示談交渉を行うことができません。弁護士費用に関する特約では、そのようなときに交渉を弁護士に依頼する費用を補償します。
- 弁護士に交渉を依頼する費用は高額になる場合があります。万一に備え、弁護士費用に関する特約をセットすると安心です。

<金額例> 交通事故に遭ってケガをしたため、相手方との交渉を弁護士に依頼したところ、当初提示されていた損害賠償金から500万円多い損害賠償金を受け取った。	着手金: 500万円×5% + 9万円+税 = 約37万円 報酬金: 500万円×10% + 18万円+税 = 約75万円 弁護士費用: 約112万円
--	---



ノンフリート契約向け

ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約

オプションの特約

ご契約のお車が「二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車およびA種・B種工作車」以外のノンフリート契約にセットしていただけます。

サービスの概要

万一事故が発生し、ご契約のお車に取り付けた専用ドライブレコーダーが事故による衝撃を検知したとき、その情報を当社が受信します。当社から発信した電話連絡等に応じることで事故の通知が行われたものとみなします。



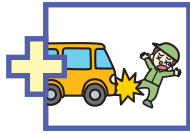
ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約をセットすると、『見守るクルマの保険(プレミアム ドラレコ型)』(一般用)または『見守るクルマの保険(ドラレコ型)』(一般用)として、事故時や安全運転をサポートする各種サービスをご利用いただけます。



サービスの詳細は ▶ P4

事業者にかかわる補償

従業員に万一のことがあった場合に備えたい



対人賠償使用人災害特約

オプションの特約

記名被保険者が事業者(法人または個人事業主)の対人賠償保険付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

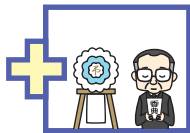
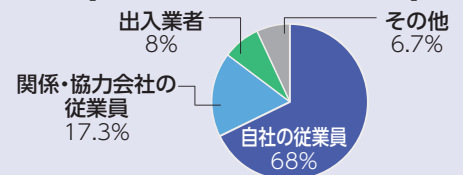
対人賠償保険の補償範囲を拡大し、ご契約のお車によって業務中の従業員にケガをさせてしまった場合等に、対人賠償保険金をお支払いします。

ワンポイント ご存知ですか？

事業場構内で発生した自動車事故の被災者のうち、約70%が自社従業員であると報告されています。万一の事故に備え、対人賠償保険の補償範囲を拡大すると安心です。

(出典:中央労働災害防止協会発行「構内(屋外)交通災害調査報告書(平成13年8月)」より)

【構内自動車事故の被災者種類】



搭乗者傷害事業主費用特約

オプションの特約

記名被保険者が事業者(法人または個人事業主)の人身傷害保険または「搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約」付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車に搭乗中の事故により役員または従業員がケガをした場合で、死亡したときまたは後遺障害が発生したときに、事業主が負担した香典や事故現場の復旧費用等に対して1名につき200万円を限度に事業主費用保険金をお支払いします。

ワンポイント 葬儀にかかる費用の目安

■葬儀費用の合計

	葬儀一式費用	寺院の費用	通夜からの飲食接待費用	葬儀費用の合計
平均	122.2万円	44.6万円	33.9万円	188.9万円

※上記費用には、お墓や仏壇の費用、香典返しは含まれていません。
各項目ごとに集計しているため、各費用の合計と「葬儀費用の合計」は一致しません。

(出典:一般財団法人日本消費者協会「平成26年 第10回 葬儀についてのアンケート調査」より)

〈参考〉葬儀費用の中身は？

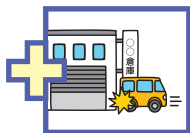
葬儀一式費用

病院からの搬送・安置・飾り付け・会場祭壇設営・会葬礼状・霊柩車・ハイヤー・火葬費用・斎場使用料

寺院の費用

お経料・戒名料・お布施

借りている物を壊した場合に備えたい



対物賠償非所有管理財物特約

オプションの特約

ご契約のお車が「A種工作車(クレーン・ショベル付)」以外で、記名被保険者が事業者(法人または個人事業主)の対物賠償保険付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

対物賠償保険の補償範囲を拡大し、取引先等から借りて使用または管理中の建物等の財物に損害を与えてしまった場合に、対物賠償保険金をお支払いします。

補償対象とならない主な事例



商品



現金



貴金属



船舶



車両

等



補償・特約の詳細は
「<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明」
をご確認ください!



お車に積んだ大切な荷物を壊してしまった場合に備えたい



積載貨物賠償特約

オプションの特約

ご契約のお車が「営業用普通貨物車、営業用小型貨物車、営業用軽四輪貨物車」で、記名被保険者が事業者（法人または個人事業主）の対物賠償保険付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

衝突等の事故によりご契約のお車と同時に、運送中の積載貨物に損傷が発生し、荷主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額から免責金額（7万円）を差し引いた額について、500万円を限度に対物賠償保険金をお支払いします。ただし、引越荷物または個人所有の家財につきましては1点あたり30万円を限度とします。

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例

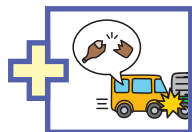
急ブレーキにより、荷台の積荷にのみ損害が発生した

こんな場合にお役に立ちます

つけてて
よかった！
助かった！



貨物の運送中に横転事故を起こし、運送していた貨物も損壊してしまいました。荷主から損害賠償金（300万円）を請求されましたが、「積載貨物賠償特約」をセットしていたため、保険金を受け取ることができ、助かりました。



積載事業用動産特約

オプションの特約

ご契約のお車が自家用8車種で、記名被保険者が事業者（法人または個人事業主）の車両保険付き契約にセットしていただけます。

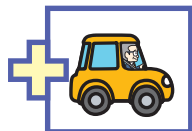
保険金をお支払いする場合

車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車の車室内やトランク内に収容等された事業用動産（商品等）に損害が発生した場合に修理費等から免責金額（5,000円）を差し引いた額について、保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いは、保険期間中1回に限ります。

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例

ご契約のお車に積んでいた商品が盗まれてしまった

法人の代表者がプライベートでもお車を使う場合に備えたい



法人契約の指定運転者特約

オプションの特約

記名被保険者が法人のご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約時に設定した「指定運転者」（法人の代表権を持つ方）およびそのご家族について、臨時に借りた車を運転中の事故や、ご契約のお車に搭乗中以外の自動車事故によるおケガについて補償します。

※補償内容が同様の保険契約（当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。P19

こんな場合にお役に立ちます

つけてて
よかった！
助かった！



先日、プライベートでゴルフに行った際に、友人の車を運転して事故を起こしてしまいました。でも、「法人契約の指定運転者特約」をセットしていたおかげで、「他車運転特約」で補償されたため本当に助かりました。

「労働者災害補償制度」等で、従業員のケガに対する備えができているお客さまは、「傷害従業員就業中対象外特約」別冊をセットすると、保険料を節約することができます。補償内容等の詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。

補償・特約に関するご注意事項

⚠️ 保険金をお支払いしない主な場合

基本となる補償において、保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。当社ホームページ (<https://www.ms-ins.com>) に掲載している『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』もあわせてご確認ください。なお、詳しくは『ご契約のしおり (普通保険約款・特約)』をご確認ください。

<p><すべての補償項目に共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害 ●ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害 <p><相手への賠償> 対人賠償保険 対物賠償保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者等の故意によって発生した損害 ●台風、洪水、高潮によって発生した損害 ●次のいずれかに該当する方などが死傷されたこと、それらの方が所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になったことによって発生した損害 <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者 ・ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限りです。 	<p><おケガの補償> 人身傷害保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生したケガによる損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、その本人に発生したケガによる損害 <p><お車の補償> 車両保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に発生した損害 ●欠陥・摩滅・腐しよ・さび・その他自然消耗による損害、故障損害 ●取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害
--	---

⚠️ 補償の重複についてご確認ください

記名被保険者が個人のお客さま向け

ご家庭において2台以上の自動車保険をご契約されている個人のお客さまの場合、それぞれのお車のご契約に、以下に記載している特約(ご本人とご家族が補償の対象となる特約)をセットしていると補償が重複している可能性があります。この場合、補償が重複している部分の保険料を節約できるケースがありますので、ご家族のお車のご契約もまとめてご相談ください。

※2台以上のお車をまとめてご契約いただくと、ノンフリート多数割引 P23 が適用されます。

【それぞれの特約のセット例】 NF : ノンフリート契約が対象です。 F : フリート契約が対象です。

夫婦とお子さま1人の3人家族が、父(ご本人)と同居のお子さまでお車を2台お持ちの場合

それぞれの特約の補償範囲につきましては、『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』をご覧ください。		1台目 父(ご本人)	2台目 同居のお子さま
車外での事故によるケガ(注1)	●自動車事故特約 NF F	1世帯に1特約セット	
日常生活における損害賠償(注2)	●日常生活賠償特約 NF ●自転車賠償特約	いずれかの特約を1世帯に1特約セット (注4)	
交渉を弁護士に依頼する費用(注3)	●弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 NF F ●弁護士費用(自動車事故型)特約 ●弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 NF	いずれかの特約を1世帯に1特約セット (注4)	
原動機付自転車に搭乗中の事故	●ファミリーバイク(人身傷害型)特約 NF ●ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約	いずれかの特約を1世帯に1特約セット	

(注1)「自動車事故特約」をセットしたご契約が2台以上あり、それぞれのご契約の人身傷害保険の保険金額が無制限以外の場合、補償が重複する部分につきましては保険金額が増額されます。

(注2)「日常生活賠償特約」をセットしたご契約が2台以上あり、日本国外で発生した事故の場合、「日常生活賠償特約」の保険金額が増額されるケースがあります。

(注3)弁護士費用に関する特約をセットしたご契約が2台以上ある場合など、弁護士費用に関する特約の保険金額が増額されるケースがあります。

(注4)火災保険契約や傷害保険契約等、他の保険商品でも同様に補償される特約等があります。

ご確認事項 (運転する方の範囲 / 保険料)

お車の台数により、ご確認事項が異なります。

各項目に右記のマークを記載しておりますので、該当の箇所をご確認ください。

NF : ノンフリート契約が対象です。

F : フリート契約が対象です。

1. 運転する方の範囲 (運転者を限定する特約と運転者年令条件の設定) **NF**

「ご夫婦だけ」が運転する場合など、お車を運転する方が決まっている場合には、運転者を限定したり、運転者年令条件を設定することにより保険料が変わります。

運転者を限定できるのは、記名被保険者が個人でご契約のお車が自家用 (普通・小型・軽四輪) 乗用車の場合、運転者年令条件を設定できるのは、ご契約のお車が自家用 (普通・小型・軽四輪) 乗用車、二輪自動車または原動機付自転車の場合です。

「運転者限定特約」にて運転者を限定した場合は限定の対象となる方が、「運転者年令条件特約」にて運転者年令条件を設定した場合は運転者年令条件を満たす方が、お車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

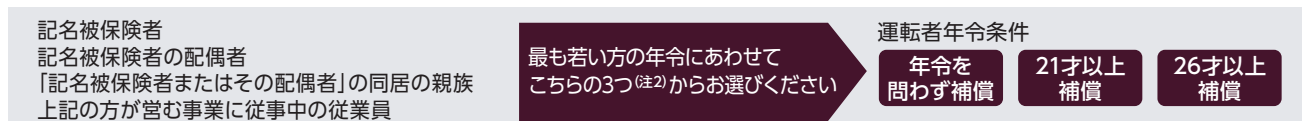
(1) 記名被保険者が個人の場合

①自家用 (普通・小型・軽四輪) 乗用車の場合、次のチャートを参考にお決めください。

①～⑤について、お車を運転する方をすべてチェック したうえで、最も右の の方から ↓ を進んでください。



②二輪自動車または原動機付自転車の場合は、運転する次の方のうち、最も若い方の年令にあわせて、運転者年令条件を設定してください。



(注1) 同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(注2) ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年令を問わず補償」「21才以上補償」のいずれかをお選びください。

(2) 記名被保険者が法人の場合

ご契約のお車が自家用 (普通・小型・軽四輪) 乗用車、二輪自動車または原動機付自転車の場合は、運転する最も若い方の年令にあわせて運転者年令条件を設定してください。

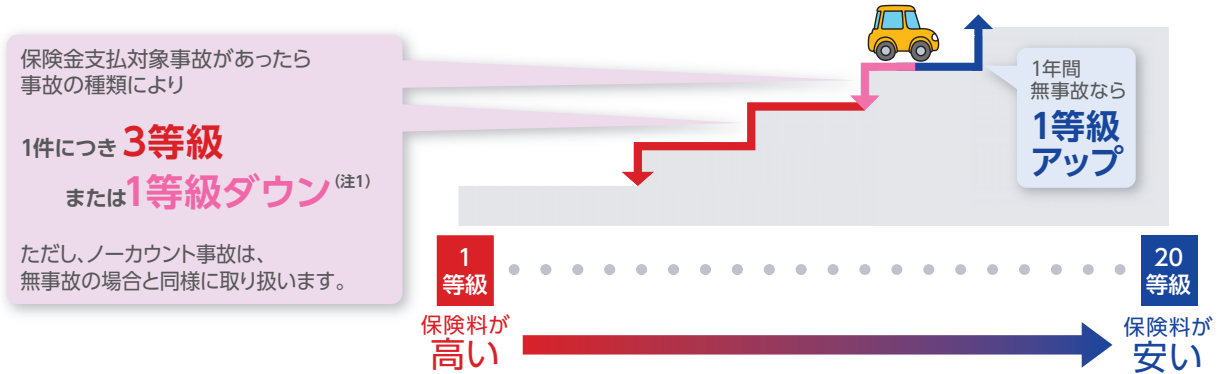
※ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年令を問わず補償」「21才以上補償」のいずれかをお選びください。



2. 保険料の決定の仕組み等について

(1) 等級別料率制度 **NF**

1～20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度です。なお、ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。



たとえばこんな事故です

事故の種類	継続後のご契約の等級の取扱い
3等級ダウン事故 ・相手の方にケガをさせてしまい、対人賠償保険金が支払われる事故 ・衝突して相手の方の車を壊してしまい、対物賠償保険金が支払われる事故 ・電柱に衝突して、車両保険金が支払われる事故	事故1件につき、 -3等級
1等級ダウン事故 ・火災や盗難により車両保険金のみ支払われる事故 ・飛び石等の飛来中または落下中の他物との衝突により車両保険金のみ支払われる事故	事故1件につき、 -1等級
ノーカウント事故 ・自分がケガをして、人身傷害保険金のみ支払われる事故 ・「車両保険無過失事故特約」が適用されるもらい事故により車両保険金が支払われる場合(注2) ・自動運転中(注3)の事故により保険金が支払われる場合(注4) [ノーカウント事故に該当する主な特約] ●レンタカー費用特約 ●弁護士費用(自動車事故型)特約 ●レンタカー費用特約(特殊車両等用) ●弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 ●ロードサービス費用特約 ●弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 ●ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ●日常生活賠償特約 ●ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約	他の事故がない場合、 +1等級

事故区分の取扱いについて

1回の事故に対して複数の保険金が支払われる場合は、支払われる保険金ごとに事故区分を判断し、組合せにより以下のとおり取り扱います。なお、この場合の事故件数は1件とします。

- [3等級ダウン事故]と[ノーカウント事故]・・・[3等級ダウン事故]
- [1等級ダウン事故]と[ノーカウント事故]・・・[1等級ダウン事故]
- [3等級ダウン事故]と[1等級ダウン事故]・・・[3等級ダウン事故]
- [ノーカウント事故]と[ノーカウント事故]・・・[ノーカウント事故]

このパンフレットに保険料の記載はありません。保険料はお客様の等級、お車の情報や年齢等によって変わります。実際の保険料の案内をご希望の場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

※「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」の特約保険料のみ記載しています。

①新たにご契約される場合

6等級(S)からのスタートとなります。事故有係数適用期間は0年です。

2台目以降のお車について新たにご契約される場合(注5)で、**セカンドカー割引**の適用条件をすべて満たすときは、7等級(S)からのスタートとなります。また、事故有係数適用期間は0年です。

1台目のご契約	6等級(S)	割増 3%
2台目以降のご契約	7等級(S)	割引 38%

※セカンドカー割引の適用条件につきましては、『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご覧ください。

(注1) 継続手続きがなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を訂正することがあります。

(注2) 「車内手荷物特約」にかかわる保険金があわせて支払われる場合を含みます。

(注3) 自動運転中とは、ご契約のお車の自動運行装置が作動中であって、道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の4の2(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)の規定に基づき、運転者に同法第71条(運転者の遵守事項)第5号の5の規定が適用されていない間をいいます。一般的には、システムから求められない限りドライバーが運転操作に関与する必要がない状態を指します。

(注4) 1等級ダウン事故として扱われる場合を除きます。

(注5) ご契約の始期日時点で1台目のご契約(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)がある場合をいいます。

②継続してご契約される場合^(注1)

【事故がなかった場合】

ご契約の保険期間が1年^(注2)で事故有係数適用期間が0年の場合、保険期間中無事故であれば、継続契約の等級が1つ上がり、「無事故」の割増引率^(注3)が適用されます。なお、事故有係数適用期間は0年のままです。ただし、「ご契約の満期日(もしくは解約日)」または「ご契約の満期日(もしくは解約日)の翌日から7日以内」に継続いただくことが条件となります。

等級	割増				割引															
	1 ^(注4)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率	108%	63%	38%	7%	2%	13%	27%	38%	44%	46%	48%	50%	51%	52%	53%	54%	55%	56%	57%	63%

【事故があった場合】

ご契約の保険期間が1年^(注2)で事故有係数適用期間が0年の場合、3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生したときは、継続契約の等級が事故1件につき3つまたは1つ下がり、事故有係数適用期間が1年～6年となって継続契約に「事故有」の割増引率^(注3)が適用されます。^(注5)なお、ノーカウント事故は、無事故の場合と同様に取り扱います。

等級	割増				割引															
	1 ^(注4)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率	108%	63%	38%	7%	2%	13%	14%	15%	18%	19%	20%	22%	24%	25%	28%	32%	44%	46%	50%	51%

事故有係数適用期間とは

ご契約の保険期間が1年^(注2)で3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった場合、「事故有」の割増引率が事故によりダウンする等級の数と同じ年数(事故有係数適用期間)適用され、その後、「無事故」の割増引率に戻ります。既に「事故有」の割増引率が適用されているご契約で事故があった場合は、継続契約の事故有係数適用期間が長くなります。ただし、上限は「6年」です。

前年の発生事故	事故有係数適用期間
3等級ダウン事故 1件	3年
1等級ダウン事故 1件	1年

たとえば 20等級のご契約で、3等級ダウン事故が1件あった場合(1年契約)

「事故有」の割増引率が3年間適用された後、「無事故」の割増引率に戻ります。



等級	20等級	17等級	18等級	19等級	20等級
「無事故」の割増引率	割引63%				割引63%
「事故有」の割増引率		割引44%	割引46%	割引50%	
事故有係数適用期間	0年	3年	2年	1年	0年

(注1) 継続前のご契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済の場合は、取扱いが異なります。
 (注2) 保険期間が1年を超える長期契約または1年に満たない短期契約の場合、取扱いが異なります(保険期間が1年を超える長期契約において同一の保険年度内に複数の事故があった場合等、保険期間1年のご契約を継続する場合より等級が低くなることや事故有係数適用期間が長くなる場合があります。)
 (注3) 一部の補償につきましては、割増引率が適用されません。
 (注4) 1等級連続事故契約割増が適用される場合は、さらに割増が適用されます。
 (注5) 継続手続きがなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を訂正することがあります。
 ※1等級～6等級(F)は、「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率が同じです。

(2) 記名被保険者年齢別料率 **NF** 記名被保険者が個人のお客さま向け

記名被保険者が個人で、運転者年齢条件を「26才以上補償」でご契約した場合は、始期日時点の記名被保険者の年齢に応じて以下の区分ごとに異なる料率が適用されます。

- 29才以下
- 30～39才
- 40～49才
- 50～59才
- 60才
- 61才
- …
- 84才
- 85才以上

1才ごとに異なる料率が適用されます。

※保険期間が1年を超える長期契約の場合、翌保険年度以降の保険料はそれぞれの保険年度の始期日応当日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

(3) 型式別料率クラス制度 **NF F**

自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを保険料に適用する制度^(注1)です。自家用(普通・小型)乗用車は、1～17までの17段階^(注2)、自家用軽四輪乗用車は、1～3までの3段階^(注2)に区分され、補償項目(対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両)ごとに決定されます。毎年1月1日に、「型式別料率クラス」の見直しを行います。

(注1) ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。
 (注2) 数値が大きいほど保険料が高くなります。

(4) 割引制度

ノンフリート多数割引 **NF** 保険契約者が2台以上のお車をまとめてご契約し、記名被保険者が次の①～③等に該当する場合、保険料が割引となります。
 ①保険契約者
 ②保険契約者の配偶者
 ③「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族

手続きもまとめて1回で済むので、便利です!

記名被保険者が個人の場合
クルマの保険
家族割

記名被保険者が法人の場合
クルマの保険
Biz割

2台で


3～5台で


6台以上で


割引
3%

割引
4%

割引
6%

ドラレコ新規割引 **NF** 「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットするご契約のうち、次の①②のいずれかに該当する場合、保険料が割引^(注)となります。
 ①「6等級(S)または7等級(S)」が適用される事故有係数適用期間0年のご契約である場合
 ②前契約が他の保険会社または共済とのご契約である場合
 (注) 保険期間が1年を超える長期契約の場合は、第1保険年度の保険料のみ割引を適用します。
 ※この割引とコネクト新規割引の適用条件をいずれも満たす場合は、重複して適用することができません。この場合、コネクト新規割引を適用します。

割引
2%

ドラレコ継続割引 **NF** 次の①②をとともに満たす場合、4年度目以降のご契約における「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」の特約保険料が割引となります。
 ①「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされたご契約であること
 ②始期日時時点でこの特約の当社の定める継続セット期間が36か月以上となるご契約であること^(注)
 (注) 保険期間が1年を超える長期契約の場合は、始期日応当日時点で適用条件を満たす場合に、その保険年度から適用します。

特約保険料から
割引
30%

1DAYマイルージ割引 **NF** **記名被保険者が個人のお客さま向け**
 「1DAY保険」(24時間単位型自動車運転者保険)の既契約回数と事故の有無に応じて、保険料が割引となります。

割引
最大
20%

ご契約回数	6等級(S)	7等級(S)
5～9回	8%	2%
10～19回	15%	4%
20回以上	20%	5%

1. **クルマを借りたら忘れずに 1DAY保険**

お車をお持ちでない方向けに、24時間単位の自動車保険もご用意しています。
 (24時間単位型自動車運転者保険)

24時間単位でご契約 スマートフォンで手続完結 複数回利用で割引 お車購入時の自動車保険への特典

借りのお車をあらかじめ指定し、スマートフォン等からご加入いただく保険です。1回のお申込みで最長連続7日分までご加入いただけます。詳細につきましてはは代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

その他、保険料が安くなるさまざまな割引をご用意しています。

新車割引 NF F	ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、ご契約の始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して49か月以内の場合に保険料が割引となります。
ASV割引 NF F	ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、型式の発売年月が「ご契約の始期日 ^(注1) 」の属する年から3年前の4月以降かつ、所定の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が装着されている場合に保険料が 9%割引 ^(注2) となります。 (注1) 保険期間が1年を超える長期契約の場合は、各保険年度の初日を始期日とみなします。 (注2) 人身傷害保険に「自動車事故特約」をセットした場合は割引率が小さくなります。 <型式の発売年月について> (適用例) ご契約の始期日が2024年1月1日から2024年12月31日の場合、型式の発売年月が2021年4月以降のお車が対象となります。
ECOカー割引 (先進環境対策車割引) NF F	ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車のハイブリッド自動車等かつ当社の定める型式に該当する場合で、ご契約の始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して13か月以内であるときに保険料が 3%割引 となります。 ※この割引と福祉車両割引の適用条件をいずれも満たす場合は、重複して適用することができません。この場合、福祉車両割引を適用します。

上記のほかにセカンドカー割引、コネクト新規割引(**NF**)や福祉車両割引、公有割引、準公有割引、構内専用電気自動車割引(**NF F**)等もあります。

割引内容の詳細や適用条件等は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

※契約内容の変更を行う場合、ご契約条件によって割引が適用されないことがあります。たとえば、**新車割引**、**ASV割引**、**ECOカー割引(先進環境対策車割引)**につきましては、保険期間中にご契約のお車の用途車種を割引対象外の用途車種に変更した場合は、割引は適用されません。

(5) 払込方法 **NF F**

ご希望の払込方法をお選びいただけます。

便利なキャッシュレスで払い込みいただけます。

- 口座振替 ●クレジットカード払(登録方式)^(注1) ●払込票払^(注1) ●スマホ決済^(注2) ●請求書払(保険契約者が法人の場合のみ)^(注1)
- ダイレクト払^{(注2)(注3)}

(注1) 代理店・扱者やご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。なお、払込票払および請求書払は一時払のご契約に限ります。

(注2) 一時払または保険料大口分割払特約をセットした直接集金方式のご契約に限ります。

(注3) ダイレクト払とは、代理店・扱者が提供する「保険料お払込みのご案内」に基づき、保険契約者が金融機関またはコンビニエンスストアで払い込む方法です。

※保険期間の途中での払込方法の変更はできません。

フリート契約のご案内 お車が10台以上のお客さまが対象です。

1. フリート契約

所有かつ使用する自動車^(注1)^(注2)のうち、自動車保険契約(自動車共済を除きます。)があり合計台数^(注3)が10台以上となる場合には、フリート契約をご契約いただく必要があります。

(注1) 保険契約者が使用する次の自動車を含みます。

- ・所有権留保条項付売買契約により購入した自動車
- ・リース業者から1年以上の賃貸借契約により借り入れた自動車
- ・国または地方公共団体から借り入れた自動車
- ・保険契約者が公益法人の場合は、国または公共団体から借り入れた自動車

(注2) レンタカー業者等が所有するレンタカーは「所有かつ使用する自動車」には含みません。

(注3) 「総付保台数」といいます。他の保険会社でご契約されている自動車を含みます。

なお、次の場合を除き、保険期間が1年に満たない短期契約は含みません。

- ・次の料率審査日を満期日としてご契約された場合
- ・全車両一括特約をセットしてご契約された場合

2. 保険料について

(1) フリート割引・割増制度

「自動車保険(一般用)」のフリート契約では、フリート割引・割増制度が採用されています。この制度では、次のとおり、割引・割増が適用されます。^(注)

(注) 一部の補償につきましては、割引・割増が適用されません。

① 10台到達日から第1回料率審査日の前日までの間に始期日を有するご契約

お車1台ごとに、等級別料率制度 **P21** **P22** により決定される割引・割増が適用されます。

② 第1回料率審査日以降、毎年料率審査日から次の料率審査日の前日までの間に始期日を有するご契約

次の要素により決定されるフリート割引・割増が適用されます。

成績計算期間内の損害率
前回の割引・割増
成績計算期間の末日時点の総付保台数

損害率

次の計算式により算出します。ただし、始期日が10台到達日より前のご契約にかかわるものを除きます。

$$\text{損害率(\%)} = \frac{\text{保険金}^{(注1)}}{\text{保険料}^{(注2)}} \times 100$$

(注1) 保険金は次のとおり計算します。

$$\text{①成績計算期間内にお支払いした保険金} + \text{②成績計算期間の末日時点でお支払いしていない保険金の見込額} - \text{③前回の成績計算期間の末日時点でお支払いしていない保険金の見込額}$$

※前回以前の成績計算期間内に発生した事故で、お支払いしていない保険金の見込額に変更があるときは、その変更分が保険金に影響する場合があります。

(注2) 成績計算期間に対応する保険料を、フリート割引・割増等を適用する前の額に修正します。

③ 成績計算期間の末日時点で総付保台数が9台以下となったご契約

次の料率審査日からノンフリート契約として、等級別料率制度 **P21** **P22** による等級を適用します。なお、事故有係数適用期間は0年とします。

(2) 主な特約・割引制度

全車両一括特約

フリート契約において、保険契約者が所有かつ使用する10台以上のすべてのお車を1つの保険証券で一括してご契約する契約方式です。

フリート多数割引^(注)

フリート契約者が、1つの保険証券で10台以上のお車をまとめてご契約される場合に適用されます。フリート多数割引は、フリート割引率に5%加算、またはフリート割増率から5%減算となります。

(注) 1つの保険証券で2~9台のお車をまとめてご契約される場合は、**フリート多数割引(9台以下)**が適用されます。

フリート用語のご説明

用語	説明
10台到達日	保険契約者が自ら所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険契約(自動車共済を除きます。)があり合計台数が10台以上となった日をいいます。
第1回料率審査日	10台到達日に全車両一括特約をセットしてご契約される場合は10台到達日の1年後の応当日、10台到達日に全車両一括特約をセットせずにご契約される場合は10台到達日の18か月後の応当日の属する月の初日をいいます。
料率審査日	成績計算期間内の損害率、成績計算期間の末日時点の総付保台数および前回の割引・割増に基づき決定されたフリート割引・割増の適用を開始する日をいいます。第1回料率審査日以降、毎年料率審査日から1年後の応当日となります。
成績計算期間	原則として料率審査日の属する月の初日の6か月前の過去1年間となります。

用語のご説明

このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語	説明	用語	説明
ア行 オプションの特約	事業活動に伴うリスクやニーズに応じてお選びいただける特約です。	所有権留保 条件付売買 契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
カ行 解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
基本的な補償	事故に遭われた場合に、多くの方のニーズに応える基本となる補償・特約をセットした、当社がおすすめるご契約の基本プランです。※「基本的な補償」以外でご契約いただくこともできます。詳しくはP7をご覧ください。	全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、ご契約のお車が盗難(注1)された場合、または修理費が協定保険価額(注2)以上となる場合をいいます。 (注1)ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。 (注2)保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいいます。 ※1「車両価額協定保険特約」の不適用に関する特約をセットした場合は、損害の額または修理費が時価額以上となる場合をいいます。 ※2『地震・噴火・津波(車両全損時定額払)特約』は上記と異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方(注)で、保険証券・保険契約継続証に記載された被保険者をいいます。 (注)主に使用される方は、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。	夕行 治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下または定格出力が0.60キロワット超1.00キロワット以下の側車付の二輪車は除きます。)、のものをいい、その他のものは原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注)のないものを除きます。 (注)脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等により客観的に証明できる異常所見をいいます。	ナ行 入院	ご自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ご家族	記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。	ノンフリート契約	所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険契約(自動車共済を除きます。)があり合計台数が9台以下の保険契約者が締結するご契約をいいます。
ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券・保険契約継続証の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。	ハ行 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ご契約のお車の所有者	ご契約のお車を所有する方をいいます。ただし、ご契約のお車が所有権留保条件付売買契約により売買されている場合はその買主、ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約(リース契約)により貸借されている場合はその借主をいいます。	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ご契約のお車を所有する方	車両保険により補償を受けられる方(車両保険の被保険者)をいいます。通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記載されている方をいいます。	フリート契約	所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険契約(自動車共済を除きます。)があり合計台数が10台以上の保険契約者が締結するご契約をいいます。
サ行 時価額	損害が発生した地および時における同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ損耗度(注)の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注)時間の経過もしくはは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。	保険期間	保険責任の始まる日時から終了する日時までの期間であって、保険証券・保険契約継続証記載の保険期間をいいます。
自家用8車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
事故有係数適用期間	「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数)(注)のことをいいます。 (注)事故有係数適用期間が0年の場合は、「無事故」の割増引率を適用します。	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。	保険年度	初年度は、始期日から1年間、次年度以降は、それぞれの始期日(注)から1年間をいいます。 (注)長期契約において、2年度目以降の保険責任は各年度の始期日(注)の午前0時から始まります。
修理費	損害が発生した地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費(注)をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、当社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (注)事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、消費税を含みます。なお、これ以外の格落ち等による損害は含みません。	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
		マ行 満期日	保険期間の末日をいいます。
		未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
		免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
		ヤ行 用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」および「自動車の種別」とは異なり、当社が定める区分表によるものとします。

長期契約が始期日応当日を迎えるときのご案内

保険期間が1年を超えるご契約について、「ご契約内容のお知らせ」を年1回お送りしますので、ご契約内容を毎年ご確認いただけます。

なお、「ご契約者さま専用ページ」にご登録済みの場合は、同ページに配信させていただきます。

配信前にスマートフォンあてのメッセージ等によりご案内します。書面によるご案内をご希望の場合は、「ご契約者さま専用ページ」内でご案内方法を変更していただけます。



万一、継続手続きを忘れてしまった場合

「継続手続特約」をセットした場合、長期のお出かけなどで継続手続きを忘れたときでも補償を継続します。

- □座振替等のキャッシュレスでご契約いただく場合、満期時における継続手続きを忘れたこと等により補償がなくなること防ぐために、「継続手続特約」をセットしていただけます。

※1 ノンフリート多数割引が適用されるご契約等、継続手続特約をセットできない場合があります。

※2 フリート契約にはセットすることができません。

- 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨のご連絡^(注1)を行わず、かつお客さまから継続する・しないについて申出がない場合(お客さまと連絡が取れない場合等)は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の□座振替等も行います。^(注2)ただし、自動的に継続した場合でも、ご契約条件等を確認させていただくため、ご連絡が取れ次第、代理店・扱者との手続きが必要になります。

(注1) 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。

(注2) 所定の期日までに保険料が払い込まれなかった場合は、自動的に継続しません。

- 当社での継続を希望されない場合は、あらかじめ代理店・扱者または当社にご連絡ください。

保険でできるエコ、はじめよう

eco保険証券とWeb約款をおすすめします!

ご契約内容や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、パソコンやスマートフォン等からご契約者さま専用ページでご覧いただけます。ぜひ、ご活用ください。

「eco保険証券・Web約款」をご選択いただいた場合、「eco保険証券」のご利用方法を記載した「ご契約内容 確認方法のご案内(eco保険証券専用ハガキ)」を送付します。書面の保険証券・保険契約継続証と「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の送付は行いません。

「eco保険証券・Web約款」や「Web約款」を新たにご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。

※1 法人のご契約者さま向けには「法人eco保険証券」をご用意しています。詳細につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

※2 一部のご契約は、eco保険証券とWeb約款をご選択いただくことができません。



ご注意ください事項

〈ご契約について〉

- 保険期間は原則1年間です。また、1年を超える長期契約や1年に満たない短期契約もご契約いただけます。
- 保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
- 満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

〈共同保険の場合について〉

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。(なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定次第ご案内します。)

〈代理店・扱者について〉

- 代理店・扱者は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、代理店・扱者にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

〈個人情報について〉

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

〈引受保険会社の経営が破綻した場合について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

三井住友海上は事業者の皆さまを トータルサポートします!

※商品ラインナップ等の変更により、ご案内する商品が変更となる場合があります。

事業活動にかかわる自動車のリスクをカバー!

自動車保険一般用

貨物輸送にかかわる損害賠償のリスクをカバー!

通船 安心デリバリー

事業活動にかかわる従業員のケガなどのリスクをカバー!

ビジネスJネクスト

事業活動にかかわる財物損害・休業損害リスクをカバー!

ビジネスキーパー

事業活動にかかわる損害賠償のリスクをカバー!

ビジネスプロテクター

事業活動にかかわるサイバーリスクをカバー!

サイバープロテクター

仕事にかかわる財物損害のリスクをカバー!

ビジネス工事ガード

MSコンパス

Mirai Solution Compass

中堅・中小企業向けの情報提供サイトです。
各種セミナーやビジネスニュース等、経営課題の解決に役立つ
情報をお届けし、中堅・中小企業の皆さまを応援します。

以下よりアクセスください。

<https://mscompass.ms-ins.com>

万一、事故が起こった場合は

代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は 365日

0120-258-365 (無料)

お客様のトラブルで困った場合は

LINEのトーク画面上で質問の回答を選択・入力するだけで、簡単にロードサービスをご依頼いただけます。

24時間365日充実のロードサービス
「おクルマQQ隊専用ダイヤル」

おクルマ QQ隊

0120-096-991 (無料)

※LINEはLINE(株)の登録商標です。

保険に関する相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てをご依頼いただけます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

このパンフレットは、『自動車保険一般用』(一般自動車総合保険)の概要をご説明したものです。『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』もあわせてご確認ください。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。

重要事項のご説明

1 はじめに

- この書面は、自動車保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みください。ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。必要に応じて当社ホームページ（<https://web-yakkan.ms-ins.com>）に掲載のWeb約款をご確認ください。書面の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」を代理店・扱者または当社へご請求ください。なお、販売車・受託車契約等一部のご契約については、取扱いが異なりますのでご注意ください。
- 「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」は、ご契約後、保険証券（注）とともにお届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法（eco保険証券・法人eco保険証券・Web約款）をご選択いただいた場合は、当社ホームページをご確認ください。（書面の保険証券や「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」はお届けしません。）（注）保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」と読み替えます。以下同様とします。

- 「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」は、以下「普通保険約款・特約」と表記します。

- ご契約の手続完了後、1か月を経過しても保険証券（eco保険証券を選択したお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内（ハガキ）」が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- 「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットする場合は、「見守るクルマの保険」専用端末の貸与およびサービスご利用規約が適用されます。この特約をセットしてお手続きいただいた場合、この規約に同意していただいたものとみなします。詳しくは、当社ホームページをご確認ください。ご契約を解約する等の場合、所定の期日までに専用ドライブレコーダー等をご返却いただく必要があります。ご返却いただけない場合は違約金を請求させていただきます。
- 保険契約者と記名被保険者・ご契約のお車の所有者（車両保険をセットしている場合）が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者・ご契約のお車の所有者の方に必ずご説明ください。
- この書面は、ご契約後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2 マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

しおり

このマークの項目は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。

3 商品のご案内

この書面の対象となる商品は次のとおりです。

GK クルマの保険（注1）

自動車保険・一般用（注2）

はじめての自動車保険（注3）

（注1）「GK クルマの保険」は家庭用自動車総合保険のペットネームです。

（注2）「自動車保険・一般用」は一般自動車総合保険のペットネームです。

（注3）「はじめての自動車保険」は個人用自動車保険のペットネームです。

4 この書面の構成

- I 契約締結前におけるご確認事項 ▶ P.2~6
- 商品の仕組み
 - 基本となる補償および補償される運転者の範囲等
 - 保険料の決定の仕組みと払込方法等
 - 満期返れい金・契約者配当金
- II 契約締結時におけるご注意事項 ▶ P.6
- 告知義務（ご契約時にお申出いただく事項）
 - クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）
- III 契約締結後におけるご注意事項 ▶ P.7
- 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項）
 - 継続手続特約
 - 解約と解約返れい金
 - ご契約の中断制度

その他ご留意いただきたいこと ▶ 最終ページ

5 用語の説明

しおり 主な用語の説明を参照

被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券に記載された被保険者をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が発生した場合に当社がお支払いすべき金額をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。

免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
自家用8車種	用途車種が、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下）、自家用（小型・軽四輪）貨物車、および特種用途自動車（キャンピング車）に該当する自動車をいいます。

6 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク **0120-632-277**（無料）

チャットサポートなどの各種サービス [こちらからアクセスできます。](https://www.ms-ins.com/contact/cc/)

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。事故は 365日
24時間365日事故受付サービス 三井住友海上事故受付センター **0120-258-365**（無料）

ロードサービスをご利用いただく場合

LINEで受け付けています。LINEのトーク画面上で質問の回答を選択・入力するだけで簡単にロードサービスを依頼できます。

※「おクルマQQ隊専用ダイヤル」（電話）でも受け付けています。

※LINEはLINE株式会社の登録商標です。

24時間365日体制 **0120-096-991**（無料）

LINEの友だち追加はこちら



指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）] **0570-022-808**

・受付時間 平日9:15~17:00（土日・祝日および年末年始を除きます。）
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>）

クーリングオフのお申出先

契約締結時におけるご注意事項「2.クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）」（P.6）のクーリングオフは、当社ホームページ掲載のお申出フォームまたは書面でお申出ください。書面でお申出になる場合は、下記に郵送してください。
〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島1-2-5 横濱ゲートタワー20階 三井住友海上火災保険株式会社 お客さまデスク クーリングオフ 係

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

基本となる補償や主な特約は次のとおりです。

基本となる補償 <small>(注1)</small>		主な特約	GK	一般用	はじめて
相手への賠償	対人賠償保険 	●対物超過修理費用特約	◎	◎	◎
	対物賠償保険 				
おケガの補償	人身傷害保険 	●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約	◎	◎	×
		●自動車事故特約 ●傷害一時金(1万円・10万円)特約 ●傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約 ●搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約	○	○	×
		●搭乗者傷害(入通院/一時金)特約 ●搭乗者傷害(入通院/一時金)倍額払特約 ●搭乗者傷害(入通院/日数)特約	×	○	×
お車の補償	車両保険 	●車両価額協定保険特約 ●ロードサービス費用特約	◎	◎	◎
		●車両保険無過失事故特約	◎	◎	○
		●全損時諸費用特約	◎	○	○
		●新車特約 ●車両全損時復旧費用特約 ●車両全損(70%)特約 ●車両超過修理費用特約 ●地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 ●車両保険「10補償限定」特約	○	○	○
		●全損時諸費用倍額払特約 ●レンタカー費用特約	○	○	×
		●車内手荷物等特約			
		●車両保険「7補償限定」特約	×	○	×
その他の特約		●他車運転特約 ●不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 ●心神喪失等による事故の被害者救済費用特約	◎	◎	◎
		●臨時代替自動車特約	◎	◎	×
		●ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ●ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 ●弁護士費用(自動車事故型)特約 ●弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 ●弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 ●自転車賠償特約 ●日常生活賠償特約 ●ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約(注2) ●事故発生の通知等に関する特約 ●車両運行情報による保険料算出に関する特約(注3)	○	○	×
		●自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約	○	×	×

(注1) 基本となる補償は保険種類により異なります。

GK 対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険は任意にセットできますが、いずれか1つを必ずセットしてください。
人身傷害保険は自動セットされます。ただし、次の場合は人身傷害保険を任意にセットできます。

・対人賠償保険のみセットする場合 ・対物賠償保険のみセットする場合 ・車両保険のみセットする場合 ・対人賠償保険および対物賠償保険のみセットする場合

一般用 対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険または車両保険は任意にセットできます。
ただし、対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれか1つを必ずセットしてください。

はじめて 対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険は自動セットされます。車両保険は任意にセットできます。

(注2) 「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットしたご契約を、ご契約のお車に取り付ける専用ドライブレコーダーの機種に応じて、『見守るクルマの保険(プレミアム ドラレコ型)』または『見守るクルマの保険(ドラレコ型)』といいます。

(注3) 「GK クルマの保険」に「車両運行情報による保険料算出に関する特約」をセットしたご契約を『GK クルマの保険 コネクトィッド』といいます。

2. 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

(1) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償において、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは「普通保険約款・特約」をご確認ください。

すべての補償項目において 保険金をお支払いできない主な場合		<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害 ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
相手への賠償	対人賠償保険 ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合には、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者等の故意によって発生した損害 台風、洪水、高潮によって発生した損害 次のいずれかに該当する方などが死傷したこと、それらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊したこと、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になったことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害 ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者 ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。等
	対物賠償保険 ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させること、または軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になることで、法律上の損害賠償責任を負担する場合には、保険金をお支払いします。 <small>しおり</small> 対物賠償保険の保険金額制限を参照	
おケガの補償	人身傷害保険 ご契約のお車に搭乗中等の事故により、ご契約のお車に搭乗中等の方が死傷した場合に、保険金をお支払いします。なお、自動車事故特約をセットすることで補償の対象となる事故の範囲を拡大することができます。 <small>しおり</small> 人身傷害保険における無保険自動車事故に関する特約を参照	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生したケガによる損害 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、その本人に発生したケガによる損害 等
お車の補償	車両保険 事故によりご契約のお車に損害が発生した場合に、保険金をお支払いします。なお、車両保険「10補償限定」特約または車両保険「7補償限定」特約をセットすることで、補償の対象となる事故の範囲を限定します(下表参照)。 <small>しおり</small> 車両保険金額の一部取消を参照	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に発生した損害 欠陥・摩滅・腐しよ・さび・その他自然消耗による損害、故障損害 取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害 等

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、被保険者は補償ごとに異なります。

車両保険のご契約タイプと補償の対象となる事故

○：お支払いします ×：お支払いしません

補償の対象となる事故(主な事故例)	車両保険 (一般補償)	車両保険 「10補償限定」特約 をセットする場合	車両保険 「7補償限定」特約 をセットする場合
①ご契約のお車以外の自動車(注1)との衝突・接触	○	○	×
②自転車等の対象乗用具(注2)との衝突・接触 ③歩行者・動物(注3)との衝突・接触	○	○	○
④火災・爆発 ⑤盗難(注4)	○	○	○
⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ⑦台風・竜巻・洪水・高潮	○	○	○
⑧落書、いたづら、窓ガラス破損 ⑨飛来中または落下中の他物との衝突	○	○	○
⑩その他の偶発な事故(注5)	○	○	○
⑪電柱・ガードレール等の他物との衝突・接触 ⑫墜落・転覆	○	×	×
⑬地震・噴火・津波	×	×	×

(注1)ご契約のお車以外の自動車には、「登録番号等」および「運転者または所有者」が確認できない自動車および「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。
 (注2)対象乗用具とは、電車、自転車、キックボード等をいいます。
 (注3)動物が社会通念上、跳躍中と解される状態で衝突・接触した場合を含みます。なお、崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含みます。
 (注4)ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。
 (注5)塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑩および⑪～⑬に該当する事故を除きます。
 (注6)車両保険では、地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットすることで、地震等保険金をお支払いします。(特約の概要については「(4) 主な特約の概要」(P.4)をご確認ください。)

(2) 保険金額の設定

契約概要

保険金額は、補償項目ごとにお決めいただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。

なお、実際にご契約いただく保険金額は、保険申込書・継続確認書、「普通保険約款・特約」等でご確認ください。

(3) 免責金額

注意喚起情報

対物賠償保険および車両保険には免責金額(自己負担額)があります。車両保険の免責金額の設定方式には次の2種類があり、いずれかの方式を選択していただけます。実際にご契約いただく免責金額は、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

定額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額と同額である方式
増額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額より高い金額となる方式

※フリート契約の場合は、定額方式のみとなります。

※対物賠償保険の免責金額は、「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」においても適用されます。

※車両保険では、ご契約のお車が全損の場合は、免責金額を差し引かずにお支払いします。

しおり 保険期間が1年を超える長期契約における車両保険の免責金額の取扱いを参照

(4) 主な特約の概要 契約概要

●車両全損(70%)特約

ご契約のお車が事故にあって、損害が車両保険金額の70%以上となった場合に全損とみなして補償します。

●地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損^(注)となった場合に、50万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。

(注)この特約での全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。

※上記以外の特約の概要については、「普通保険約款・特約」等をご確認ください。

(5) ロードサービス

ロードサービス費用特約をセットした場合、おクルマQQ隊(ロードサービス)を提供します。^(注1) おクルマQQ隊の主なサービスは次のとおりです。

レッカーQQ 手配サービス	事故または故障等により走行不能となった場合に、レッカー業者を手配し、レッカーけん引等に必要なお費用をお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、レッカーQQ手配サービスでは重ねてお支払いしません。
故障トラブル・ ガス欠 QQサービス	故障やトラブル、ガス欠により走行不能となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、ガス欠は、保険期間中1回(保険期間が1年を超える長期契約の場合は、1保険年度につき1回)のご利用に限りです。 ●バッテリー上がり時のジャンピング ●キー閉じ込み時のドアの解錠 ●ガス欠時のガソリン補給(最大10リットル) ^(注2) ●パンク時のスペアタイヤ交換 ●上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業

(注1)ご利用の際は、事前に「おクルマQQ隊専用ダイヤル」にお電話いただくか、「LINE公式アカウント」等からご連絡をお願いします(表紙の「お問合わせ窓口」をご確認ください)。なお、ご自身でレッカーを手配された場合でも、ロードサービス費用特約の対象となる場合があります。

(注2)ただし、発生場所がご自宅等、ご契約のお車が日常保管されている場所の場合、ガソリン代および軽油代はお客さまのご負担となります。 しおり ロードサービスを参照

(6) 複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(自動車保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

補償が重複する可能性のある主な特約

今回ご契約いただく特約	補償が重複する他の保険契約・特約の例 (2台目以降の自動車保険契約の特約の場合を含む)
日常生活賠償特約 ※保険金額は、国内事故の場合「無制限」、国外事故の場合「3億円」です。 なお、国内事故の場合、電車等運行不能賠償事故も補償されます。	●2台目以降の自動車保険契約の日常生活賠償特約または自転車賠償特約 ●火災保険契約または傷害保険契約の日常生活賠償特約
自転車賠償特約 ※保険金額は「無制限」です。	
自動車事故特約	●2台目以降の自動車保険契約の自動車事故特約
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車事故型)特約 または弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約	●2台目以降の自動車保険契約の弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、 弁護士費用(自動車事故型)特約または弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 ●火災保険契約または傷害保険契約の弁護士費用特約
ファミリーバイク(人身傷害型)特約 またはファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約	●2台目以降の自動車保険契約のファミリーバイク(人身傷害型)特約 またはファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約
自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約	●2台目以降の自動車保険契約の自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約

※補償が重複する可能性のある主な特約については、「普通保険約款・特約」等をご確認ください。

※「法人契約の指定運転者特約」をセットするご契約については、補償内容が同様の保険契約(当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

※他車運転特約、他車運転(二輪・原付)特約および臨時代替自動車特約等の自動セット特約は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。

(7) 補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

ノンフリート契約で所定の条件を満たす場合、運転者の範囲(運転者限定、運転者年令条件)を設定することによって保険料が安くなります。ただし、設定した運転者の範囲と異なる方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いしません。

●運 転 者 限 定 : 「本人限定(GK、はじめてのみ)」「本人・配偶者限定」

●運転者年令条件 : 「年令を問わず補償」「21才以上補償」「26才以上補償」「35才以上補償(GK のみ)」

記名被保険者が個人の場合

○ : お支払いします × : お支払いしません

補償される運転者の範囲	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居の親族	④ ①～③が営む事業に従事する従業員	⑤ ①～④以外の方 (①または②の別居の親族や友人・知人等)
運転者限定					
本人限定	○	×	×	×	×
本人・配偶者限定	○	○	×	×	×
限定なし	○	○	○	○	○
運転者年令条件	運転者年令条件を満たした場合に限り ○ ^(注)				運転者年令条件にかかわらず ○

(注)ご契約のお車を運転する最も若い方の年令に応じて、運転者年令条件を選択してください。

※記名被保険者が法人の場合、運転するすべての方に運転者年令条件が適用されます。

ご契約のお車を運転する最も若い方の年令に応じて、運転者年令条件を選択してください。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- ① 保険期間：1年間(ご契約条件によって1年に満たない短期契約、1年を超える長期契約も可能です。)
- ② 補償の開始：始期日の午後4時^(注)
(注) 保険申込書・継続確認書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻となります。
- ③ 補償の終了：満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、お客さま(運転者)の事故発生状況等、次の要素から決定されます。
 実際にご契約いただく保険料については、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

<p>等級別料率制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1~20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度^(注)です。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・事故件数等により、等級および事故有係数適用期間0~6年を決定します。事故有係数適用期間0年は「無事故」、1~6年は「事故有」の割増引率を適用します。なお、新たにご契約される場合は6等級(S)・事故有係数適用期間0年となります。 (注) ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。 ● 既に自動車保険契約(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)があり、2台目以降のお車を新たに取得した場合で所定の条件を満たすとき、ご契約のお車と新たに取得したお車を入替し、新たに取得したお車に入替前のご契約のお車の等級を継承することができます。 <p>⚠ 次の場合、契約締結後に等級・事故有係数適用期間の訂正(保険料の追加または返還)が必要な場合があります。</p> <div style="border: 1px solid #add8e6; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 継続前のご契約において、事故の発生やご契約の解除があった場合 ② 継続契約の始期日が、継続前のご契約の満期日(または解約日)の翌日から7日以内でない場合 ③ 継続契約の始期日が、継続前のご契約の満期日(または解約日)の前日から過去31日以前の場合 ④ 「記名被保険者の変更があるが、ご契約のお車の所有者に変更がない」、かつ、「継続契約に適用する等級・事故有係数適用期間が次のいずれか」の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 等級：1~5等級 ● 事故有係数適用期間：1~6年 </div> <p>しおり 等級別料率制度における割増引率の適用方法、事故の取扱い(3等級ダウン事故、1等級ダウン事故、ノーカウント事故)を参照</p>
<p>セカンドカー割引(複数所有新規)</p>	<p>記名被保険者が個人かつご契約の始期日時点で11等級以上の自動車保険契約^(注)(他の保険会社または共済のご契約を含みます。)があり、2台目以降のお車について新たに契約する場合で、所定の条件を満たすときは7等級(S)・事故有係数適用期間0年となります。 (注) 当社のご契約で保険期間が1年を超える長期契約の場合は、取扱いが異なります。 しおり セカンドカー割引を参照</p>
<p>型式別料率クラス制度【自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車のみ】</p>	<p>ご契約のお車の「型式」ごとの事故発生状況等に基づき、「対人賠償・自損傷害」、「対物賠償」、「人身傷害・搭乗者傷害」、「車両」の各々について料率クラスを保険料に適用する制度^(注1)を導入しています。料率クラスは、自家用(普通・小型)乗用車は「1」から「17」までの17段階^(注2)、自家用軽四輪乗用車は「1」から「3」までの3段階^(注2)に区分されます。 毎年1月1日に、料率クラスの見直しを行います。 (注1) ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。 (注2) 数値が大きいほど保険料が高くなります。</p>
<p>記名被保険者年齢別料率</p>	<p>記名被保険者が個人かつ運転者年齢条件を「26才以上補償」または「35才以上補償」で契約している場合は、始期日時点の記名被保険者の年齢に応じて以下の区分ごとに異なる料率が適用されます。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid #add8e6; padding: 5px; display: inline-block;">29才以下 30~39才 40~49才 50~59才 60才 61才 … 84才 85才以上</p> <p style="text-align: center;">1才ごとに異なる料率が適用されます。</p> <p>※ 保険期間が1年を超える長期契約の場合、翌保険年度以降の保険料はそれぞれの保険年度の始期日当日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別の料率が適用されます。</p>
<p>フリート契約の割引・割増制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 成績計算期間内の損害率、前回の割引・割増および成績計算期間の末日時点の総付保台数により割引・割増を決定し、料率審査日以降の1年間に始期日を有する、すべてのフリート契約のお車に同一の割引・割増を適用します。 ● 成績計算期間は、原則として料率審査日の属する月の初日の6か月前の過去1年間となります。 <p>※ 10台到達日から第1回料率審査日の前日までに始期日があるご契約には、等級別料率制度が適用されます。 しおり フリート割引・割増制度を参照</p>
<p>保険料の割引・割増制度</p>	<p>ご契約内容や条件によって、次の割引・割増が適用されます。 しおり 割引・割増が適用される場合を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 25%;">● 新車割引 <li style="width: 25%;">● ASV割引 <li style="width: 25%;">● 先進環境対策車割引 <li style="width: 25%;">● 福祉車両割引 <li style="width: 25%;">● 構内専用電気自動車割引 <li style="width: 25%;">● ゴールド免許割引 <li style="width: 25%;">● 1DAYマイレージ割引(24時間自動車保険無事故割引) <li style="width: 25%;">● ドラレコ新規割引 <li style="width: 25%;">● ドラレコ継続割引 <li style="width: 25%;">● コネクト新規割引 <li style="width: 25%;">● 安全運転割引 <li style="width: 25%;">● ノンフリート多数割引 <li style="width: 25%;">● フリート多数割引 <li style="width: 25%;">● フリート多数割引(9台以下) <li style="width: 25%;">● 公有割引 <li style="width: 25%;">● 準公有割引 <li style="width: 25%;">● 1等級連続事故契約割増

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に発生した事故に対しては、保険金をお支払いしません。

○：選択できます △：ご契約によっては選択できません ×：選択できません

キャッシュレスでの主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
口座振替、クレジットカード払(登録方式)	○ ^(注1)	○	○
払込票払、請求書払	×	×	○
スマホ決済、ダイレクト払 ^(注2)	△ ^(注3)	×	○

(注1) 原則として、保険料は年払と比べて5%の割増が適用されます。
 (注2) ダイレクト払は、代理店・扱者が提供する「保険料お払込みのご案内」に基づき、保険契約者が金融機関またはコンビニエンスストアで払い込む方法です。
 (注3) 保険料大口分割払特約をセットした直接集金方式のご契約に限ります。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替、クレジットカード払(登録方式)、払込票払、請求書払の場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日の翌月末日まで(注)に保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約を解除する場合があります。(注)口座振替で保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌月末日まで払込みを猶予します。ただし、分割払のご契約の場合は、払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、代理店・扱者または当社へ初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

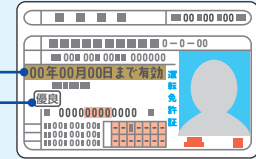
II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- 保険契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書・継続確認書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書・継続確認書の記載内容を必ずご確認ください。

主な告知事項

記名被保険者	記名被保険者は、対人・対物賠償保険や人身傷害保険の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方(注1)1名を選んで、保険申込書・継続確認書にご記載ください。(注2) (注1)「主に使用される方」とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。 (注2)主に法人で使用されるお車の場合は、使用される法人を記名被保険者としてください。
記名被保険者の運転免許証の色 GK の場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 始期日(保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合は変更日)時点において有効な記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド・ブルー・グリーン等)をご確認いただき、保険申込書・継続確認書にご記載ください。 ● 運転免許証の色が「ゴールド」の場合、ゴールド免許割引を適用します。 ● 始期日(保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合は変更日)が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合で、更新前後の運転免許証の色のいずれかが「ゴールド」であることが「運転免許証更新連絡書(ハガキ)」「運転免許証のコピー」等で確認できるときは、運転免許証の色を「ゴールド」とみなして割引を適用します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>運転免許証の現物でご確認ください。</p> <p>色を確認</p> <p>ゴールド免許には「優良」の表示があります。</p>  </div>
お車の使用目的 GK 、 はじめて の場合	<p>ご契約のお車の使用実態により、以下のフローに沿って使用目的をご確認いただき、保険申込書・継続確認書にご記載ください。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>お車を年間を通じて、月15日以上お仕事に使用しますか?</p> <p>はい</p> <p>いいえ</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>お車を年間を通じて、月15日以上通勤・通学に使用しますか? (最寄り駅等への送迎は含みません。)</p> <p>はい</p> <p>いいえ</p> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">業務使用</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">通勤・通学使用</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">日常・レジャー使用</div> </div> </div>
前契約	前契約がある場合は、そのご契約内容(会社名、証券番号等)および事故の区分(3等級ダウン事故、1等級ダウン事故等)ごとの件数についても、保険申込書・継続確認書にご記載ください。 しおり 事故の取扱い(3等級ダウン事故、1等級ダウン事故、ノーカウント事故)を参照

2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

- 保険期間が1年を超える長期契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、当社ホームページ掲載のお申出フォームまたは書面でお申出ください。お申出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、当社ホームページ掲載のお申出フォームで通知(8日以内の発信日有効)していただくか、または書面を当社へ郵送(8日以内の消印有効)してください。なお、代理店・扱者、仲立人ではお申出を受け付けることはできません。クーリングオフを書面でお申出になる場合の宛先は表紙をご覧ください。次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

【書面(ハガキ)の内容】
裏面(ご記載事項)

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

- クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。
- クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返します。また、代理店・扱者、仲立人および当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

- ①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ②保険契約者のご住所・ご署名・お電話番号
- ③ご契約のお申込日
- ④お申込みされた保険の種類
- ⑤証券番号または領収証番号
- ⑥ご契約の代理店・扱者名、仲立人名
- ⑦ご契約の取扱営業店名

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

(1)ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

① 次の項目の変更

- ・ご契約のお車の用途車種、登録番号(車両番号、標識番号)
- ・ご契約のお車の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)の有無(自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合のみ)
- ・ご契約のお車の使用目的(**LGK**、**はじめて** のみ)
- ・登録番号(車両番号、標識番号)のないご契約のお車の保管場所(次のいずれかに該当する場合のみ)
 - a. 沖縄県から沖縄県以外への変更または沖縄県以外から沖縄県への変更
 - b. 地震・噴火・津波「車両損害」特約をセットしているご契約で、都道府県を越える変更

② ご契約のお車について、レンタカーからレンタカーではないお車への変更、またはレンタカーではないお車からレンタカーへの変更

③ ご契約のお車について、教習用自動車から教習用自動車ではないお車への変更、または教習用自動車ではないお車から教習用自動車への変更

④ ご契約のお車について、福祉車両(所定の補助装置が装備された福祉目的車両)から福祉車両ではないお車への変更、または福祉車両ではないお車から福祉車両への変更

⑤ 前契約の保険期間中の事故について、次の事実が発生した場合

- ・事故の報告が新たに行われた場合
- ・既に報告されている事故について、最終的に保険金の支払対象事故ではないことが確定した場合

! 次の場合は、ご契約を解約し、新たにご契約いただくことがあります。この場合、補償内容が異なることがあります。

- ・上記①において、用途車種を自家用8車種から自家用8車種以外に変更した場合や、自家用8車種以外から自家用8車種に変更した場合
- ・上記②または③に該当する変更が発生した場合

(2) 次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

① お車の買替え等による、ご契約のお車の入替

② 運転者の範囲(運転者限定、運転者年齢条件)の変更

③ ご契約のお車の譲渡

④ ご契約のお車の改造、高額な付属品(カーナビゲーション等)の装着または取外し等による、ご契約のお車の車両価額の著しい増加または減少

⑤ 保険証券表示の住所の変更

⑥ ①～⑤のほか、記名被保険者や特約の追加等、契約条件の変更

しおり [ご契約のお車の入替、記名被保険者の変更を参照](#)

2. 継続手続特約

契約概要

(1) 継続手続特約とは、満期時における継続手続をお忘れになった場合等に補償がなくなることを防ぐための特約です。

※フリート契約、**はじめて**のご契約等、ご契約内容によってはセットできない場合があります。また、代理店・扱者によってもセットできない場合があります。

(2) 次の条件をいずれも満たす場合は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等も行います。(注1)

ただし、自動的に継続した場合でも、ご契約条件等を確認させていただくため、ご連絡がとれ次第、代理店・扱者とのお手続きが必要になります。

① 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡(注2)がない場合

② お客さまから継続する・しないについてお申出がない場合(お客さまと連絡がとれない場合等)

(注1) 所定の期日までに保険料の払込みがなかった場合は、自動的に継続しません。

(注2) 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続でお客さまと連絡がとれない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。

(3) 継続を希望されない場合は、あらかじめご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

3. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社まで速やかにお申出ください。

ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

始期日から解約日までの期間に応じた払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。

4. ご契約の中断制度

注意喚起情報

「ご契約のお車の廃車」、「記名被保険者の重度傷病による運転不能」、「記名被保険者の海外渡航」等に伴い一時的にご契約を中断した場合、中断後のご契約が所定の条件を満たすときに、中断証明書に基づく等級および事故有係数適用期間を継承します。なお、この取扱いを適用するためには、ご契約の満期日(または解約日)の翌日から起算して5年以内にご契約の代理店・扱者または当社まで中断証明書の発行依頼をしていただく必要があります。

しおり [中断証明書発行の条件、中断後の新たなご契約の主な条件を参照](#)

その他ご留意いただきたいこと

1 はじめて について

はじめての継続契約ははじめて以外の商品（GK等）になります。なお、はじめてには、万一、継続手続きをお忘れになった場合のサポート機能（特約）がないため、継続手続きを行っていただく必要があります。継続手続きを行っていただけなかった場合、ご契約が満期を迎えた以降の補償がなくなりますのでご注意ください。

2 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。また、事故現場で示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。

しおり 事故が起こった場合の手続き（当社へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類）、代理請求人制度を参照

3 親族連絡先制度について

親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。連絡先親族（注）を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

（注）保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- ①連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が代理店・扱者または当社にあった場合
- ②代理店・扱者または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

4 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

1	当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
2	提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。（自動車保険の合計台数が10台以上となったときは、所有・使用する自動車のご契約に関する個人情報を含みます。）

●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

●「車両運行情報による保険料算出に関する特約」をセットしているご契約について

ご契約に「車両運行情報による保険料算出に関する特約」をセットしている場合、当社は車両運行情報や登録されたお客さまに関する情報等（以下、「車両運行情報等」といいます。）について、当社指定の情報通信ネットワーク運営者を通じて取得します。これらの情報について、安全運転割引率の算出、各種サービスの提供、事故時の対応、将来の料率設定および「GKクルマの保険 コネクティッド」サービスご利用規約に定める目的以外には使用しません。また、車両運行情報等の取得にあたり、あらかじめ当社より保険申込書・継続確認書の記載事項（始期日、車台番号等）を当社指定の情報通信ネットワーク運営者に受け渡します。なお、当社が取得する車両運行情報等には、ご契約のお車の位置情報も含まれますので、あらかじめご契約のお車を運転するすべての方へ本内容をお伝えください。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

5 契約取扱者の権限 **注意喚起情報**

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

6 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

7 ご契約条件について

保険金請求状況などによっては、継続契約の補償内容を変更させていただくことがあります。また、当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

8 共同保険

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

9 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

